

|   |             |                         |         |
|---|-------------|-------------------------|---------|
| 令和3年12月13日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)                    |             |                         |         |
| 出席議員<br>(10名)   | 1番 鈴木千春     | 2番 大川徹也                 | 3番 原直弘  |
|   | 4番 吉田豊      | 5番 田中静雄                 | 6番 原田希  |
|   | 7番 吉富隆      | 8番 大川隆城                 | 9番 寺崎太彦 |
|   | 10番 中山五雄    |                         |         |
| 欠席議員<br>(0名)  |             |                         |         |
| 地方自治法<br>第121条の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職<br>氏名 | 町長 武廣勇平     | 副町長 財津勝記                |         |
|   | 教育長 野口敏雄    | 会計管理者 橋本真美              |         |
|   | 総務課長 矢動丸栄二  | まち・ひと・しごと創生課 河上昌弘       |         |
|   | 財政課長 川原俊史   | 危機管理対策監 弥永正一            |         |
|   | 建設課長 高島真幸   | 産業課長兼<br>農業委員会事務局長 日高泰明 |         |
|   | 住民課長 扇智布由   | 健康福祉課長 江島朋子             |         |
|   | 税務課長 森園敦志   | 教育委員会事務局長 中島洋           |         |
|   | 生涯学習課長 小川成弘 | 文化課長 宗雲英則               |         |
| 職務のため<br>出席した<br>事務局職員                                    | 議会事務局長 二宮哲次 | 議会事務局主事 松田望             |         |

議事日程 令和3年12月13日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第4回定例会一般質問順位及び質問事項

| 順位 | 議員名     | 質問事項   |
|----|---------|--|
| 1  | 4番 吉田 豊 | 1. 防災対策<br>2. 老人福祉   |
| 2  | 8番 大川隆城 | 1. 大雨による水害対策その後の進捗状況はどうか<br>2. 外記のため池整備事業について<br>3. 出生祝い金の創設は考えられないか<br>4. 教育行政の充実にむけて |
| 3  | 7番 吉富 隆 | 1. 上峰町中心市街地活性化事業費について<br>2. 町道八枚・碓線拡幅工事について<br>3. 風水害対策について                            |
| 4  | 5番 田中静雄 | 1. 中心市街地活性化事業について<br>2. 外記のため池の整備について<br>3. まちづくりについて                                  |

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、4番吉田豊君よりお願いいたします。

○4番（吉田 豊君）

皆さんおはようございます。4番吉田です。

先刻からの議長のお話の中で、一般質問の時間を60分に短縮するような検討を申されましたので、できるだけ60分で終わるようにということで質問事項も2つにしております。したがって、答弁を執行部からいただくときには、簡潔明瞭に、要点だけでも結構ですので、答えていただきたいと思います。

それでは、質問事項の1番、防災対策関連ですが、質問の要旨(1)として、上峰町防災マップの件でございます。

これについては、さきの9月の定例議会におきまして弥永対策監のほうから、29年に作成したものであって、これが標高か、海拔かということで私が質問したんですけれども、それについては確認したいとのお答えをいただいておりますので、確認された結果について、どちらが正しい表現なのかをお尋ねいたしております。

なおかつ、その適正な表示の方法については、いつ確認ができたのかについてお答えいただきたいと思っております。

2番目といたしまして、大潮時の満潮を上峰町では基準とすべきではないかというふうにしきの議会から申し上げておりますが、まず、この点についてはですね、まず、防災マップが誰のための防災マップであるのかということをお尋ねします。

2番目といたしまして、有明海での津波の高さは何メートルに想定されているのか、3番目といたしまして、1792年の雲仙岳の大噴火に伴いまして、島原大変、肥後迷惑という町長からお答えをいただいておりますが、この1792年の雲仙普賢岳の爆発のときの、佐賀県に対する津波の状況はどのようなものだったのか、分かればお伝えをいただきたいと思っております。

2番目といたしまして、老人福祉の関係でございます。

これにつきましては、1番として後期高齢者医療対策についてでございますが、議会広報の原稿のときに執行部のほうに合意を求めたところ、趣旨が違うということで訂正をされておりますが、議事録を見てもそのような、広報に訂正されたような内容は議事録でも確認できませんので、どういうことなのかについて課長からお答えをいただきたいと思っております。

2番目といたしまして、老人福祉施設（老人ホーム）なんですけど、入所者の個人負担の考え方についてお尋ねをしております。私の理念としてはですね、少なくとも国民年金の受給額で入所できるような老人ホームを設置すべきであると思っておりますが、課長の見解をお尋ねいたします。

次に、元気のままで年金を――あっ、失礼。元気のままで年齢を重ねていくということで、インセンティブ事業が実施されて、医療費の面からも実績が出ておりますが、まだまだ私としては不十分であると思っております。先日の新聞で、基山町ではSGK対策事業として取り組んでおられますが、上峰でも基山町に倣ってSGK事業なるものを実施したらどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

**○議長（中山五雄君）**

それでは、質問事項の1番、防災対策、質問要旨の1番、上峰町防災マップの件、標高か海拔か等の質問がっております。執行部の答弁を求めます。

**○危機管理対策監（弥永正一君）**

皆さんおはようございます。

私のほうからは、吉田議員の質問事項1、防災対策、質問要旨1、上峰町防災マップの件、標高か海拔か等という御質問に対しお答えいたします。

議員、既に御承知されている内容かと思えますけれども、改めて御説明をしますと、標高とは東京湾の平均海面を0メートルの基準高としたときの高さです。海面の波は固定されていないため、実際には地上に設置された日本水準原点を基準とし、全国に水準点をつくって高さを測量しております。一方、海拔とは近隣の海面からの高さをいいますが、海拔と標高で数値の差が出ると混乱するため、一般的に標高も海拔も東京湾の平均海面を基準としているところです。

実態として、標高、海拔ともに同じ数値であります。町のハザードマップにつきましては津波災害ではなく洪水災害を対象としており、その主な指標である浸水深は、海水面からではなく、各地点のおよその地面の高さから、地盤高、いわゆる標高からの浸水の深さを表すと定義されていることから、標高の表記を使用しております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

**○4番（吉田 豊君）**

今、危機管理対策監からお答えをいただいたんですが、結果的には標高という表示のまま、海拔ではないというふうに受け止めましたが、それでいいということでしょうか。

**○危機管理対策監（弥永正一君）**

端的に申しますと、そういうことになります。

若干詳細に説明をいたしますと、標高を表記する詳細な理由としましては、まず、ハザードマップを所管しているのが国土交通省になります。国土交通省が開設しているハザードマップのポータルサイト、これによりますと、ハザードマップにおける浸水深というのは、海水面からではなくて、各地点のおよその地面の高さを基準とした地盤高、いわゆる標高からの浸水の深さを表すというふうに定義されていること、あるいは、同じく国土交通省が自治体向けに公表している水害ハザードマップ作成の手引き、これによりますと、マップにおける記載事項として推奨する事例に、住民がより安全な避難場所や避難経路を選択するための参考情報として、必要に応じて地盤高（標高）を記載することが望ましいというふうに記載してあります。これをもって標高が正しいというふうに認識をしておるところでございます。

**○4番（吉田 豊君）**

それでは、重ねてお尋ねをしたいと思いますが、津波を想定するときは海拔という表記が正しいけれども、洪水等、この浸水深の場合は標高でいいということに理解していいわけですね。

じゃ、津波を想定されたところが海拔という表示ということになりますが、弥永対策監も、じゃ、佐賀県では津波は起きらないということを前提とした考えなんですか。私はあくまでも、東南海地震に伴う南海トラフですか、それによって有明北縁断層が動いたときに少なくとも津波が発生した場合のことを想定して申し上げているんですが、佐賀県では津波は発生しないという前提の下でしょうか。

#### ○危機管理対策監（弥永正一君）

佐賀県では津波は発生しないということだったんですけれども、そうではありません。佐賀県でも津波は発生するということになります。

我々が津波災害について想定しているところにつきましては、まず、佐賀県が、これは一般に公表されているデータなんですけれども、津波浸水想定というのをを出しております。これに基づきまして各市町、防災対策、津波に対する防災対策を構築しているところでございます。

その佐賀県が出しています津波浸水想定につきましてはですね、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域、浸水域と浸水深を表したものですというふうになっています。

さらに、最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から設定したというふうになっています。

さらに、その詳細を見ますと、例えば、有明沿岸につきましてはどのような地震を想定しているかということになりますけれども、雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動の地震と、あと南海トラフの巨大地震、これを想定しております。

そして、この想定したものにに基づきまして、津波の高さですけれども、有明海沿岸におきましては、佐賀市で最大津波高が48センチ、0.48メートルで、この佐賀市の満潮の平均満潮位が2.72メートルですので、合わせて最大津波高は3.2メートルということになります。

そして、この津波の高さがどうなってくるかということ、浸水想定区域になりますけれども、基本的には佐賀市の中にとどまっているという状況の浸水想定区域になってございます。

議員が言われる佐賀平野北縁断層帯、これにつきましては、まず、活断層帯であるということ、そして、断層の広がっている区域がですね、沿岸部ではなくて内陸部に広がっていること、こうしたところから津波の想定は低いということで、そのシミュレーションの対象になっていないのではないかというふうに思っておるところでございます。

以上です。

#### ○4番（吉田 豊君）

有明海では48センチの津波が想定され、有明海の満潮が2.72メートルの（「佐賀です、佐賀市です」と呼ぶ者あり）佐賀市が。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃ、この2.72メートルの有明海の満潮というのは、私が通常聞いているのは、有明海の干満差が6メートルですよ、最大。その最大の満潮、これは東京湾の基準点との比較で2.72ということなんですか。それとも、有明海が一番最大の6メートルの干満差の満潮のときのそれが、その高さが東京湾の基準点から2.72メートル上がりますよということなんですか。ちょっとそこが分かりませんので、もう一回詳しく教えてください。

**○危機管理対策監（弥永正一君）**

平均満潮位2.72メートルというところをございますけれども、これはTPとなっていますので、東京湾を平均海面としたところの数値になります。

多分6メートルというのは、満潮、干潮合わせて6メートルですので、平均潮位は2.72メートルなんだろうなというところで思っております。

以上です。（「先へ進んでください」と呼ぶ者あり）

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

質問要旨の2番、大潮時の満潮を基準とすべきではないか、執行部の答弁を求めます。

**○危機管理対策監（弥永正一君）**

私のほうからは、吉田議員の質問事項1、防災対策、質問要旨2、大潮時の満潮を基準とすべきではないかという御質問に対しお答えいたします。

ハザードマップにおける浸水深は東京湾の平均海面を基準とした地盤高からの水深の深さと全国的に共通的に定義されていますので、この基準を変えることはできません。

また、現状では国、県から提供される指定河川の浸水シミュレーションに基づき予測された浸水想定区域や浸水深のデータについて、大潮等の影響は考慮されておりません。大潮の影響を加味した町独自の詳細な浸水データを得るには、各県をまたがって流れる大規模河川全体について新たな前提条件による浸水解析が必要なことから、既存の浸水データを輕易には変更できないものというふうに考えております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

**○4番（吉田 豊君）**

基準を変えることはできないということなんですが、私が一番心配しているのは、同僚議員の中にも潮の入る河川の横に住んである方もいらっしゃいます。例えば、大字江迎地区の切通川ですね、それから、前牟田地区の井柳川、それから、上峰町を流れる六田川、これらについては、もうほとんど、この一番潮の上がってくる大潮時、年間通じて一緒じゃないですけれども、季節をもってその高さは変わりますが、一番潮の大きい5月、6月の大潮の満潮時には、ほとんど堤防の高さからですね、約50センチぐらいまで、場所によってはほとん

どすれすれまで潮が上がってくるわけですね。ですから、その上峰の防災マップですから、一番最大のところを取って危機管理をしていかないと、例えば、最近、東前牟田の元井上議員さんのところの北側にも五、六軒の新興住宅ができています。だから、よそから来られた人たちはですね、一番最初に言われるのが、川の水が逆流しよつと潮を知らんけんですね、そういう発言をされる方々もいらっしゃいます。

だから、そういう人たちにも分かるように、防災マップ上の標高を示しかんと、私は町民のための防災マップになっていない、報告書作成のための、国土交通省ですか、そのための防災マップであって、一番身近な町民に対する防災マップには程遠いんじゃないかというふうに感じましたけれども、いかがでしょうか。

#### ○危機管理対策監（弥永正一君）

まず、大潮の影響を浸水データに反映するところが非常に困難な理由なんですけれども、まず、防災マップで示されている筑後川の堤防が決壊するような大雨、これは千年に一度ぐらいの想定、最大規模の大雨なんですけれども、こういったときに大潮があつて、アオの影響が浸水深にどれだけ影響があるかというのは、やっぱり解析をしないと、なかなか、それも河川全体でシミュレーションしないと出てこないというところだと思います。

それで、議員が言われているところについては、要するに町の実情に合ったマップの作成という観点で、大潮によりアオが発生した場合等を考慮して、もっと町の実態を反映した浸水マップをつくれぬかという点ではないかというふうに思っています。現状において、大潮によるアオの発生を加味して、浸水の、洪水の浸水深データを変更するというのは非常に難しいところではありますけれども、アオによる浸水の影響を、これを内水氾濫の一部と捉えて、そして、過去に発生した内水氾濫の実績データというのをマップ上に記することで、アオの影響を含めた町の実態を少しでも反映していくことは可能かというふうに思っています。

現在、県において、過去の大雨を反映した佐賀平野の浸水シミュレーションのデータ作成が進められているということを聞いておりますので、今後、市町のほうへデータ等が供用された際には活用が期待できるものというふうに考えております。

以上です。

#### ○4番（吉田 豊君）

では、県で作成されておるその数値というのは、大体いつぐらいになったら発表されるのか、分かる範囲内で結構ですのでお答えください。

#### ○危機管理対策監（弥永正一君）

大変申し訳ありません。時期的なものについては承知をしておりません。

以上です。（「結構です。先へ進めてください」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、老人福祉、質問要旨の1番、後期高齢者医療対策について、執行部の答弁を求めます。

**○健康福祉課長（江島朋子君）**

皆様おはようございます。

吉田議員の質問事項2、老人福祉、要旨1、後期高齢者医療対策について答弁をいたします。

後期高齢者の医療費の令和2年、佐賀県内の75歳以上の後期高齢者の1人当たりの医療費は年間1,059,116円と全国で第5位となっており、高い位置に推移をしております。その中でも上峰町の後期高齢者の1人当たりの医療費は年間1,103,830円と県内で2位となっており、県内でも高い位置にあります。

医療費の適正化対策として、引き続き健診等の受診勧奨を行うとともに、後発医薬品等の推奨や生活習慣病予防対策、糖尿病重症化予防事業に取り組んでいきたいと考えております。

また、高齢者の実態把握のため、地区のきずなサロン等での健康観察や栄養指導を行い、保健事業と介護予防の一体的な事業の展開を進めていきます。

今後も高齢者の増加とともに医療費についても増加することが見込まれることから、関係機関と連携しながら医療費の適正化に努めてまいります。

先ほど御質問をいただきました前の議会の議事録についてですが、2割負担への変更により影響の大きい外来患者には施行後3年間、一月分の負担増を最大でも3千円に収まるような措置を導入予定ということで答弁をさせていただきました。

議事録の修正ということでございましたが、議会の事務局に録音の確認を取らせていただき、答弁に関しましては負担増という増の部分が入っていたことを確認して議事録とさせていただいた経緯となっております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

**○4番（吉田 豊君）**

この執行部の答弁については私も要点筆記はしております。それに基づいて議会広報紙の原稿を作成して執行部のほうに検閲に回ったわけなんですけど、この訂正された後のような、制度導入後の3年間は1か月分の負担増が最大でも3千円に収まるような措置が導入予定であるというふうに記載されておりますが、議事録ではですね、「施行後3年間一月分の負担額を増、最大でも3千円に収まる」、ちょっと中身が違うんですね。だから、私が次に質問に立ったときに、「1割から2割負担になるものを最高でも月3千円の負担で抑えると、これについては所得基準が一定基準以上になった場合については2割負担になすということ」を報道しておったと思うんですけど、このときに、もう何も、こういうふうな文面についてはなっていないので、どこをどう解釈すれば



そのようになるのか、お答えをいただきたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

答弁についての内容の確認でございますが、繰り返しになりますけれども、2割負担の変更額が、変更額が最大でも3千円というところと、変更の負担の増額が最大でも3千円ということになりますと、やっぱり先ほど議員がおっしゃったように意味合い的には大分変わってきます。ちょっとそこは重要なところと思ひまして、先ほど申しましたように、議事録につきましては録音の音声を確認させていただきましたところで、負担増というところの確認をしたところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

そうすると、録音を確認すれば、この訂正された、国の方針は制度導入後も3年間は1か月分の負担増が最大でも3千円に収まるような措置が導入予定でありますということが聞けるということですね。じゃ、今から私もそれを確認したいと思いますが、議長、ここで休憩をお願いできますか。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。今、吉田議員のほうから暫時休憩——暫時休憩でしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）の願いが出ましたけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしということで、これから暫時休憩をしたいと思ひます。暫時休憩。

午前10時2分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

○4番（吉田 豊君）

音声を確認したところ、負担増が3千円ということの確認ができました。時間を取らせて大変申し訳ありませんでした。どうもありがとうございました。

○健康福祉課長（江島朋子君）

先ほどの自己負担の増額分になりますが、自己負担分等の割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じないように、国の動向等を見ながら事業を進めてまいりたいと思ひます。

以上でございます。（「先へ進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、老人福祉施設（老人ホーム等）の入所者の個人負担の考え方（基準額）はということで質疑がっております。執行部の答弁を求めます。

**○健康福祉課長（江島朋子君）**

吉田議員の質問事項2、老人福祉、要旨2、老人福祉施設（老人ホーム等）の入所者の個人負担の考え方（基準額）はに関して答弁いたします。

介護施設、特別養護老人ホームは、運営体制や介護度ごとに月額費用の段階が設定されております。各施設で特徴や入所者の対象が違うので、入所者の介護度や過ごし方などに合わせて利用されております。

個人負担についてですが、施設サービスを利用した場合、サービス費用の負担割合分に加えて、食費、居住費、日常生活費、サービス加算分等を支払います。

負担額の目安ですが、要介護3の方が特別養護老人ホームを利用した場合、一月当たりサービス費が1割負担の場合、23,790円となります。食費と居住費は利用者負担段階の第3段階の2で、本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得額と課税年金収入額と非課税年金収入額が1,200千円を超える人で算出しますと、食費が40,800円、居住費が39,300円となります。これに施設のサービス加算額と日常生活費が加わります。また、同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額が負担段階区分の上限額を越えたときは、申請により超えた部分が高額介護サービス費として後から支給されることになっております。

料金については所得に応じた設定をされているところでございます。現在、地域の通いの場の動き等も広がっておりまして、引き続き事業を行い、介護予防につなげていきたいと考えております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

**○4番（吉田 豊君）**

私の質問とちょっと、私が悪かったかも分かりませんが、老人ホーム等への入所者の個人負担ということでございますので、そこに入所した場合の負担がどうであるかということをお尋ねしたかったわけなんですけれども、その理由としてはですね、例えば、町内の老人福祉施設に入ると月額十何万必要で、国民年金ではとてもじゃないけれども入れない、それぐらいの負担がかかってくるというふうな声を聞きましたので、最初に申し上げましたとおり、国民年金の受給額でそういう特別養護老人ホーム等への入所が可能なような施設の利用料金を設定するにはできないのかということを私は思いましたので、課長の見解はいかがでしょうかということでお尋ねをしておりますので、よろしくをお願いします。

**○健康福祉課長（江島朋子君）**

老人福祉施設の入所者の個人負担についてですが、例えば、国民年金の方で賄えるようなという御質問だったかと思えます。

負担の限度額になりますが、第1段階として、本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者または生活保護の受給者となられる方たちが介護老人福祉施設に入られた場合、目安になりますが、サービス費、食費、居住費、それから、各種加算等をつきまして一月当たり30日と計算した場合、57,809円という料金が目安として出ております。こちらについては、先ほども申しましたように高額療養費の設定等ございまして、各種段階の所得に応じた料金の設定となっているところでございます。

以上でございます。

#### ○4番（吉田 豊君）

住民税の非課税世帯であれば57,809円ということですので、一応国民年金の最大もらえる期間かけた人たちは何とか入れるようですけども、住民税非課税世帯というのは、例えば、老人夫婦2人で結構ですので、年間の所得が幾ら以下であれば住民税の非課税世帯になるのでしょうか。

#### ○健康福祉課長（江島朋子君）

住民税非課税世帯の世帯の所得は幾らかということですが、こちらについてはすみません、世帯によって様々でございます。年金の収入も、遺族年金ですとか障害年金の方については収入として上がってこないため非課税世帯となる場合もございまして、控除額によっても住民税の非課税となるケースもありますので、一概に幾らという非課税世帯の設定はないかと思っているところでございます。

以上でございます。

#### ○4番（吉田 豊君）

それではお尋ねしますけど、私は老人夫婦の住民税非課税世帯ということで申し上げたんですが、それでは、町内で住民税非課税世帯、老人夫婦を対象としたところの住民税非課税世帯というのは何世帯、何人ぐらいがいるのか、分かれば教えてください。

#### ○税務課長（森園敦志君）

先ほど吉田議員からの御質問で、非課税世帯は町内のほうで何世帯ほどあるのかという御質問でしたけれども、先般から国のほうからいろいろ対策が講じられております非課税世帯への給付金等ということで、最近ちょっと準備等に入っているところでございますけれども、非課税世帯の数というところで、今度予算等も上げなければいけないので、算定を今しているところでございます。実際、課税世帯、それから、非課税世帯、それから、未申告というような世帯もございまして、はっきりとした数字は実際のところいまだに出ていないところで、今その出し方について協議を進めているところでございます。

おおよそですけども、大体の国のほうからの算定基準の目安というところで計算をしたところ、おおよそ上峰町でいけば目安として950世帯ほどになるのではないかというところで今のところ想定をしているところでございます。

以上でございます。

**○4番（吉田 豊君）**

ありがとうございました。950世帯ぐらいが対象になるだろうということなんですが、私も来年から後期高齢者になるんですけど、少しでもやっぱりいい生活がしたいということで、老骨にむち打って農作業もしておりますが、大変厳しい状態です。

したがって、全ての老人世帯というのは、少しでもいい生活をしたいということで努力をされておりますと思われるので、そういうものを加味しながらですね、いま少し老人福祉、老人の福祉対策として、健康福祉課長には老人対策の施策をもっともっと前に進めていただきたいなということをお願いして、この項は終わりますが、あともう一つお願いしておったんですが、それについての御答弁をお願いします。

**○健康福祉課長（江島朋子君）**

基山町の基山SGK、まちづくり団体でシニアを中心としたメンバーで構成されている団体かと思います。高齢者を対象にした各種教室が取り組まれているということを確認しているところでございます。

上峰町におきましても、高齢者に対する各種政策を、今、介護保険と保健事業の一体化などで取り組んでいるところでございまして、通いの場等も少しずつ広がりを見せているところでございます。地域の方が自主的に取り組まれている動きもございまして、執行部としましても保健事業、それから、介護の一体化事業、医療費の適正化等も含めまして、社会資源を活用しながら、住民の皆様には介護事業、予防づくり等に取り組んでいただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

**○4番（吉田 豊君）**

私も新聞でしか知らなかったんですけど、12月12日付の佐賀新聞で基山のSGK、これは何ですか、シニア・メイクス・グレート・基山という、頭文字でSGKという形になっていますが、いろんな事業をされているようなんですね。だから、上峰でも今までジムへの補助金の交付とかなんとかで、医療費相当も相当軽減されておるといふような実績も上がっているという、以前の議会で報告もいただいておりますが、常に私が申しておるようにですね、よそがしたからそれをまねしたんじゃ、一歩も前には出らんわけですね。他町よりも一歩前に出るような老人施策を打ち出してくださいということでお願いを常にしておるわけですが、社会福祉協議会なり、町の老人クラブ連合なりと一致協力して、今後こういうものを進めたいなというふうな考え等があれば教えていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

**○健康福祉課長（江島朋子君）**

他市町より一歩前へ出るような施策をという御質疑であったかと思えます。

老人福祉の充実につきまして、執行部がただいま検討しておるところでございます。2点

ございまして、1点目ですが、現在、高齢者の心身の健康を保持し、老人福祉の向上に資することを目的として行っております高齢者に対するあんまやマッサージ、指圧等の補助でございます。現在、一月2枚として年間24枚以内で交付をしておりますが、来年度に向けて、この回数を50回程度に増やし、足の血行をよくしていただくとか、運動の効果を上げていただくとか、筋肉の柔軟性を高めていただくということで介護の予防につなげていけばと思っているところでございます。

2点目になりますが、こちらは医療費にも関わることでございます。高齢者のインフルエンザの予防接種については、現在、自己負担が千円ということで接種をいただいているところです。来年度に向けまして、自己負担千円から0円にということで、自己負担なしということで接種を受けていただけるような施策をと思い、健康維持増進や介護予防につなげていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○4番（吉田 豊君）

ありがとうございます。20回から50回にマッサージ券を増やし、インフルエンザを千円から0円の負担という形で考えていただいておりますが、私が言いたいのは、例えば、今社協の老人クラブ連合会ですか、あそこの隣でふれあい喫茶がされておりますけど、テレビ等でも言われるんですが、女性の方は意外と外に話しかけて出るけれども、男性が単独世帯になったときに非常に家に閉じ籠もりになると。それが進めば認知症になったりしていくわけですから、老人の男性を引き出すような、外に出すような施策として何か考えられれば、課長の見解でいいですけども、何かないでしょうか、お尋ねします。

#### ○健康福祉課長（江島朋子君）

高齢者の男性の方が参加していただけるような取組ということでございますが、以前に比べますと、通いの場のほうにも男性の方が参加をしていただけるようになってきております。町内1か所でとかなると、やはり参加がしにくいというようなお声等も今までございました。地域であれば参加がしやすいという、顔見知りの方もいらっしゃるということで、そういう取組がまず第一かなと思っているところでございます。

以上でございます。

#### ○4番（吉田 豊君）

ありがとうございます。

参考にですけど、私が住んでいる上坊所地区ではですね、老人クラブじゃなくて熟年クラブということで月1回集会をして、そこで輪投げ大会とかビンゴゲームをしてですね、これは男女問わず参加していますけれども、そういうふうな地域での集まるようなことを幾らか助成金を出してでも取り組めば、そういうことに進むんじゃないかというふうに思いますので、今後の老人福祉対策の一環として、ぜひとも検討していただきたいというふうに思いま

す。答弁は要りません。

最後にですけど、私の最後のお願いと申しますか、あれですが、全ての同僚議員が議長の意向を踏まえて60分以内に質疑を終わりたいというふうな気持ちを持っているのですが、執行部の答弁でですね、質問の事項と要旨を復読されていますけど、これは無駄な時間ですので、できたらもう何番の何番について答弁しますという形で簡略していただければ、もう少し時間が、答弁にですね、つぎ込まれますので、執行部の方よろしくをお願いします。

私の質問はこれで終わります。

#### ○議長（中山五雄君）

今、吉田議員からの、なるだけ60分ということでお話をしております件で、これから執行部とも協議をしながら進めていきたいと思っておりますから、今後ともよろしく願いしておきます。

次へ進みます。8番大川隆城君。

#### ○8番（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまお許しいただきましたから、早速質問をさせていただきたいと思っております。少し早口になるかもしれませんが、お許しをさせていただきたいと思っております。

まず最初に、大雨による水害対策その後の進捗状況はどうかということでお尋ねしてまいります。

その要旨1番として、農産物被害への対応はどうかということでお尋ねします。前回に引き続きそれぞれお尋ねをしているわけでございますが、この農産物被害に対しての何らかの手だてをぜひしてほしいということをお願いをしておりましたが、その後どういうふうにお考えか、お尋ねをしたいと思っております。

2番目に、県庁内に去る9月に内水対策プロジェクトチームが設置をされ、国、県、市町と連携し、対策の実現を目指すとしているが、具体的な内容がまだ分かりにくいところがございます。それをまず最初に説明していただきたい。その後下記項目ごとにお聞きしたいということで、これも前回に引き続きのお尋ねであります。クリークの前放流は確定的に実施をされるものか。また、前牟田、江迎の調査の進捗はどうかということ。また、町内1級河川の浚渫は、その後どういうふうに進んでいるかということ。また、排水機場ポンプの更新及び新設が必要じゃないかということでお尋ねをしておりましたが、その後の進捗としては協議がなされているものと思っておりますが、どういうふうか、お尋ねをしたいと思っております。そして最後に、この水害対策関係の対応としまして、あと6か月すれば、またその時期が参ります。やはりその前にぜひ回避するための手だてをしなくちゃなりませんもんですから、その実現のために陳情、要望、必要なことについて積極的にやるべきだということもお伝えをしておったと思っておりますが、そのことについてどういうふうにお考えか、お尋ねをしてまいりたいと思っております。

第2番目に、外記のため池整備事業についてお尋ねをしてみたいです。

その要旨1、大字坊所一村会関係地区への説明会の実施についてということでお尋ねします。前回の議会の折にそのことをお尋ねしたら、まだやっていないところがあるということでありましたから、その後なるべく早くやってほしいということをお願いしておりましたが、その進捗がどうかをお尋ねします。

また、この整備事業の調査の進捗についてはどういうふうにならているのか、お尋ねをしてみたいと思います。

第3番目に、出生祝い金の創設は考えられないかということでお尋ねさせていただきます。今現在、県内20市町ございますけれども、その中で、徐々にではございますが、この出生祝い金を創設された市町が増えてきているとお聞きしております。我が町においてもいろんな子育て支援の手だてをされておりますけれども、加えまして、この出生祝い金についても、さらなる子育て支援、また、今後の子供の増加といいますか、人口増に対しての布石という意味で考えられないか、お尋ねをしてみたいと思います。

第4番目に、教育行政の充実にむけてということでお尋ねをしてみたいです。

①小学校5・6年での教科担任制で体育を対象に加えることについて、どうお考えになるか。これは文科省が2022年度から、この体育を対象として担任教科制を導入するということが少し前に報道がなされておりました。当然お考えのことと思いますが、どういうふうにお考えか、お尋ねをしてみたいと思います。

2番目に、小学校での赤白ぼうし——これは体育のときに使うぼうしですけれども——の使用の見直しは考えられないかということでお尋ねをしたいと思います。これは今年7月、東京の大学教授が炎天下でどういうふうになるかということを実験された結果、白いぼうしになったときが46.8度程度、赤いぼうしになったときが56.8度上がるような結果が出たそうです。やはりこれらを考えますと、熱中症の心配もございますから、そのリスクを避けるために考えていくべきじゃないかという提言もされておりますので、そういうことについて教育委員会としてはどういうふうにお考えかをお尋ねしてみたいと思います。

第3番目に、小・中学校での主権者教育への取組についてどういうふうにお考えか、お尋ねをしたいと思います。選挙権が18歳まで下がりまして、その後、約5年間の間にいろんな選挙がございましたが、まだまだ18歳、19歳の投票率が低い状況にあるようでありますし、また、若い世代の方々も低い関係にあるようでございますから、そういうことも含めまして、18歳になるまでに、また、小学校、中学校でもそれに相応した主権者教育を充実させなくてはいけないんじゃないかというふうな思いもしますので、どういうふうにお考えか、お尋ねをしてみたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、大雨による水害対策その後の進捗状況はどうか、質問要旨の

1 番、農産物被害への対応はどうか、執行部の答弁を求めます。

**○産業課長（日高泰明君）**

皆様おはようございます。それでは、質問事項 1、要旨 1 について答弁させていただきます。

8 月豪雨による農産物被害の対応としまして、今定例会に補正予算により計上しております営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業費補助金により、被災した作物の栽培再開と生産回復のために必要となる生産資材の購入費用に対して補助をする事業に取り組みます。

事業の内容としましては、被災農業者が令和 4 年産の水稻または大豆を作付するために必要な種苗または種子の購入費用を補助して営農再開を支援するものと、被災したアスパラガス、イチゴ、ミカンが回復するのに必要な薬剤や肥料などの購入費用を補助して生産の維持と再生を支援するものでございます。県の補助に加えて、町が10分の 1 を上乗せして補助することを計画しております。

また、農業用機械等被災者支援事業費補助金により、被害を受けた農業用機械の修繕に係る費用の一部を補助する事業に取り組み、県と町の補助を合わせて 2 分の 1 の費用を補助して、被災からの営農の再開と維持を支援します。

以上でございます。

**○8 番（大川隆城君）**

今、課長からの答弁をいただきました。そのことが今回の補正に組んであることは承知しております。

ただ、それは次年度以降のことでの対応、また、前回のときも収入保険の加入金の助成をやるということでの取組もお伝えいただきましたが、これも次年度に対してのことだと思うわけですね。

そうすると、今年の被害、大豆が120町、それにほかのアスパラとかイチゴですか、それぞれ少し被害があったというふうなことでありますが、その被害額がどれくらいかは把握してあると思いますが、教えてください。

**○産業課長（日高泰明君）**

議員御質問の大豆の被害額につきましては、ただいまのところ私のほうで把握しているところではございません。まだ、大豆の収穫が終わり、どのような金額で取引されているかどうか分からない状況かと推測するところでございます。今後明らかになるようなところではないかというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

**○8 番（大川隆城君）**

今まだつかんでいないと、それはおかしゅうないですか。120町が全部水で駄目になったでしょう。そうすると、平年作で反当幾ら上がっているなら、その120町分は幾らと出る



でしょうもん。金額がちょっとはつきりと私も知りませんから教えてもらいたかったけど、出てこない。

ただしかし、それだけ今年の大豆作は全部駄目になって、皆さんの収入がそれだけ減っているんですよ。だから、何とか今年の大豆とかの被害があった分についての手だてを考えてほしいということで再々お願いをしているんです。やっぱり皆さん方、大変だとおっしゃるんですよ。ですから、前回も、当然のことではありますが、農業代表者の方との協議も十分重ねていただいて、そして、町としてできるだけの手だてをしてほしい。それ以上のことは到底望めませんが、町ができる範囲の手だては、救済措置はしてほしいということでお願いをし続けているんですよ。

先ほども言いますが、種子代の補助とかいろいろは次年度以降の対応になってくる。今年の収入減に対しての手だてをぜひやってほしいと思うんです。その辺いかがでしょうか。もしよければ町長からでも答弁いただきたいと思います。

#### ○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の内容でございますが、120ヘクタールの大豆全てが駄目になったというふうなところでは情報が入ってきておりません。もちろん収量が落ちている状況にはあると思います。もちろん大豆がつかり、全て駄目になった圃場もございます。この120ヘクタール全ての圃場で駄目になったというふうなところの状況ではございません。

また、この被害があったところの圃場につきまして、来年度産の大豆、また、米の種苗代についての助成をするところでございます。

以上でございます。

#### ○8番（大川隆城君）

前回、被害状況はどうですかとお尋ねしたときに、あなた方から農作物被害が大豆120町という資料をいただいた。だから言っているんですよ。

だから、今言うように、120町じゃありません、そういう被害を受けたところも、そんなに完全に被害を受けたところもありませんとかいうことじゃなくてね、それも含めて、それだけの被害、大きい被害が出ているということは間違いないでしょう。だから、少し金額が上下したにしても、それだけの被害が出ていることは間違いないから、だから、無理な金額をお願いしたいということじゃなく、さっきからも言うように、町が対応できる範囲でいいから救済の手だてをぜひやってほしいということをお願いしているんですよ。やはりほら、昨年だってそうじゃなかったですか。虫の被害が出たときにどうやったですか。すぐ対応をしていただいた。だから、農家の方々は感謝をされておりましたですよ。それと同様ですよ。被害の形は違うにしても、被害を受けていることは間違いありませんから。

ですから、今年度というたら3月議会もあります。ですから、ぜひその辺、またさらにさらに農業者の代表の方々との協議とか十分さらに重ねてもらって、ぜひその辺の対応をお願い

いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○産業課長（日高泰明君）**

今後、大豆被害につきましては、農業共済などからの情報を得て、また、農業者様たちの意見を聞いて対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

**○町長（武廣勇平君）**

昨年の対応は、長雨豪雨、コロナによる米のだぶつき、また、ウンカ被害と、3重苦がそろっておりまして、コロナ対策として実施をいたしました。そのことは強調いたしました。

大規模な農家さんに対する補助と小規模な農家さんへの補助、様々な議論がある中、代表者さんとの協議を経て、一律助成が望ましいと。なぜなら、適宜管理をしている田んぼと管理を怠っておられるようなところ、管理をちゃんとされているところに補助が来ず、管理をしていなかったところに補助が来るとするのは士気も下がるということで、一律補助で決着をいたしました。

と同時に、大規模な作付を行っておられる方は、なかなか被害に対して十分な対処がされなかったという現実がございました。

農家所得の把握をすればよしというふうに考えておりましたので、年度をまたいで確認をしましたら、やはり非常にその所得の把握というのは難しい現実が実はございます。農家の所得には様々な要因がありまして、難しかったということでもございました。その上で、我々は、やはり共済、あるいは収入保険、これに加入を促進するということが一番公平だし、佐賀県を20市町見ましても、そのような対応をされておられます。

被害額がよくはっきり、それぞれ御家庭の状況が分からず、一律補助を被害が出たときに繰り返すと、特に災害においての一律補助を繰り返すということについては、なかなか検討しづらいところがございます。なぜならば、被害が出ていようが出ていまいが一律補助ということになれば、それは非常に農家の家計補助という別の考え方の施策になってしまうからです。その点、やはり収入保険制度を毎年恒常的に——恒常的とは申しませんが、一定期間しっかりと加入促進を促していくことが一番公平性のある予算の出し方ではないかと。

加えて、病害虫と、また、コロナ対策については、別途、他の事業者支援と同様の対応を取っていくことを検討しているところであります。

議員はもちろん一律補助をお望みであろうが、そういった個別の補償がばらつきを生むことについての公平性を欠く部分についての回答を私が持ち得ませんので、その点も含めて、先ほど産業課長が申しました課題をしっかりと協議をしながら、ひとつ回答が導けられれば施策を構築していきたいと考えているところでございます。

以上です。

**○8番（大川隆城君）**

私は前回も申し上げとったと思いますが、必ずこのやり方でやりなさいということは言っておりません。とにかく町として対応できるやり方、そして、出せる範囲での手だて、それを考えてほしいというお願いを前回もいたしました。ですから、今、町長が言われたように、前回の虫被害のときのようなやり方でしなさいとかという限定はしておりません。

だから、その辺も含めて十分、どういうふうな形での出し方がいいとか、それとか金額もどの程度がいいかというのは執行部の判断にお任せしますが、是が非でも今言う救済措置を何らかの形でやってほしいというお願いをし続けているところであります。

そういうこともきちんと捉えていただきましてね、先ほど課長からは今後検討するという答弁もいただきましたので、とにかく年度いっぱい、どうせ農業共済関係のやつもそれくらいになるだろうという話もちよっと聞いておりますもんですから、年度いっぱいでもそういう対応がしていただけるならば幸いですので、どうぞ今後、さらに協議、検討されて、ぜひそういうふうな形での御支援をいただくようによろしくお願いをして、この項は終わります。

#### ○町長（武廣勇平君）

今、産業課長が申しました検討するといった意味を、先ほど私の答弁で注釈を入れたところであります。すなわち、議員も仰せのとおり、施策の提案をされているわけではないというふうに理解をいたしました。

私どもとしては、やはり収入保険制度の加入促進を今後とも引き続き行っていくということが一番公平だというふうに考えております。また、病虫害、コロナ、こうしたものについては、国からの補助金を活用して対応を見ていくと。

ただ一方で、議員がおっしゃるように、一律の補助等を含むものなのかなと先ほどは御指摘を受けながら想像をしておりましたけれども、そうした余地、あるいは公平性に欠ける対応がない施策の構築ができる提案があれば、ぜひともいただきたいし、私どももその旨は考え、検討するところでございます。なければ、この間考えてきた方法で進めていきたいと考えてございます。（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、県庁内に「内水対策プロジェクトチーム」が設置され、国、県、市町と連携し、対策の実現を目指す、としているが具体的な説明を求める、執行部の答弁を求めます。

#### ○危機管理対策監（弥永正一君）

私のほうからは、大川議員の質問事項1、質問要旨2に対しお答えいたします。

県では、本年8月の記録的な大雨により、県内各地で内水氾濫が発生したことを踏まえ、9月7日に内水対策プロジェクトチームを設置、市町と連携して計画的な推進に取り組んで

いくこととしております。

具体的な対策ですが、大きく1つ目が、内水をためることを目的としたダム貯留機能強化事業、公共施設の貯留機能強化事業、クリークの事前放流事業、田んぼダムの推進事業、ため池の貯留機能向上事業。2つ目が、人命等を守ることを目的とした防災カメラ等活用事業、避難タイムライン等事業、住まい方の誘導事業、農業機械避難等事業。3つ目が、内水を流すことを目的とした排水ポンプ車の導入事業、排水機の機能向上事業、河川整備・浚渫・伐採事業の計11事業が計画されており、これらを1年から2年の短期、3年から5年の中期、5年超の長期といったスパンを持って、できるところから取り組んでいくこととなっております。

上峰町におきましても、県の内水対策プロジェクトに歩調を合わせ、県や流域の近隣市町と連携を図りながら、一步進んだ内水対策に取り組んでまいります。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

#### ○8番（大川隆城君）

今、プロジェクトチームの内容といたしますかね、具体的にお話を聞かせていただきましたが、それもろもろが、これまでもそれぞれに要望といたしますか、対応してほしいということで述べてきたことがほぼ網羅されたような感じで計画をされているということで、安心したというか、ああ、よかったなと思っています。

そこで、先ほども言いましたように、各項目ごとに確認をさせていただきたいと思いますが、先ほどもありましたように、このクリーク、水路の事前放流については確定かということで確認をさせてもらいたいと思っていますが、前は水防計画書の中にそういう文言を明記したということの確認はできました。そのときに、それをするためにも土地改良さんとかとの協議をされて、そういうことになったということではお聞きをしておりましたが、じゃ、実際に今後そういう災害が発生したときには、事前放流等が確実に連携を取ってされるということで確定したということで受け止めとっていいですか、その辺お願いします。

#### ○産業課長（日高泰明君）

クリークの事前放流は確定かにつきまして、私のほうから答弁させていただきます。

最近の気候変動の影響により、水被害の激甚化、頻発化が顕在化している状況であり、今後、さらに降雨量等の増加が予測されていることから、国は農地や農業用ダム等の農業用施設が有する雨水貯留機能や洪水調整機能等の多面的機能を活用する治水の取組を推進されています。

農業用施設を活用しての大雨対策が打ち出されている状況ではありますが、もちろん農業用の利水施設でありますので、治水対策に利用するには理解と協力が必要であり、営農に支障を来さないことが大前提であります。

上峰町の排水の流れを考えると、排水先が河川であり、潮汐による影響もありますので、

潮汐の時間帯を勘案して海水操作をすることが必要であり、どれくらいの効果があるのか分からないところもありますが、クリークの事前排水を行うため、三養基西部土地改良区の施設である樋門の排水調整について依頼し、地元の同意と協力を得て、クリークの事前排水に取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

**○議長（中山五雄君）**

8番大川議員、ここに1から5までありますが、引き続きそのままずっと行きますか。

「目指す、としているが具体的な説明を求める」と、その後に「その後、下記項目ごとにお聞きしたい」と書いてありますが、その後を各自言うていかんばいかなかなと思うて私そこで切っておりましたが、そのまま続けて行きますですね。

**○8番（大川隆城君）**

先ほどの議長のお尋ねですが、このプロジェクトチームがどういうふうなことで連携しながら臨んでいくかということは今具体的に教えていただきました。

その中で、我が町にも関係することが、これまでも質問してきておったものですから、それをさらに確認かたがたお願いをしたいということで項目ごとに上げておりますので、このクリークの事前放流関係はただいま確定したということでお聞かせいただいたので、その後、それぞれにお聞きしていきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

**○議長（中山五雄君）**

一問一答方式になっておりますからですね。だから、次に進む場合は、次、呼んでから進まなくちゃいけないものですから。（「はい。では、すみません。次、お願いします」と呼ぶ者あり）

**○議長（中山五雄君）**

では、次へ進みます。

質問要旨の2番の中の小さな2、前牟田・江迎の調査は進んでいるかということで執行部の答弁を求めます。

**○建設課長（高島真幸君）**

皆様おはようございます。私のほうからは、大川隆城議員、質問事項1、質問要旨2、前牟田・江迎の調査は進んでいるかについて御答弁させていただきます。

前牟田地区等の調査については、今月に補助金の交付決定を受け、現在発注の進められているところであり、佐賀県農山漁村課において令和元年度から令和3年度までの大雨を反映した佐賀平野の浸水シミュレーションデータの作成を行うと聞いております。このデータにつきましては、県内の市町と共有を行うとのことで、このデータの活用を含め、県農山漁村課とも連絡、調整を図り、事業に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

**○8番（大川隆城君）**

これまでも何回となく言ってきておりましたが、やはり現状はどうかということ进行调查して把握しなければ次の手だては打てませんから、この調査を今答弁いただいたように既に始まっているということであれば、なお、できるだけ早く調査結果が出るようお願いをしていきたいと思ひます。よろしくお願ひしておきます。

次、お願ひします。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

町内1級河川の浚渫はどうか、執行部の答弁を求めます。

**○建設課長（高島真幸君）**

引き続き私のほうから、町内1級河川の浚渫はどうかについて答弁いたします。

今年度につきましては、切通川においては公園橋から県道北茂安三田川線までの区間が完了しており、今後、長崎自動車道から県道佐賀川久保鳥栖線までの区間のしゅんせつ工事が計画されています。

また、今後のしゅんせつ工事として、切通川のJR長崎本線から国道34号までの区間及び県道神埼北茂安線の上流・下流部、井柳川の県道市武神埼線の上流・下流部を優先箇所として要望を行っており、東部土木事務所からも現地確認等を行っていただいたところです。

なお、当課においても、流域治水の考えに基づき、町管理河川の適正管理として今後も河川等のしゅんせつ工事などの対策を講じていきたいと考えています。

以上でございます。

**○8番（大川隆城君）**

ふだんしゅんせつ等々、また河川改修というと、大体下流からしていくというのが普通だと今でも思っているわけなんですけど、今答弁いただいたのは、切通川上流のほうとかとしてありますが、やっぱりそれはこちらから要望をしての結果でそういうことになったものか、それとも県サイドでの計画でされたものか、そこをちょっと確認したいと思ひます。

**○建設課長（高島真幸君）**

県のほうでは、現在、緊急浚渫債を使いまして、令和6年度まで計画的なしゅんせつを行うこととされております。その中に、地元自治体の要望等についてはなるべく組み込んでいくということで、現在されているところも地元と協議の上、行っていく箇所となっております。

以上でございます。

**○8番（大川隆城君）**

協議の結果で実施箇所が計画されたということであれば、とにかく早くしてほしいというのはいつも言っていましたから、それはそれとして受け止めざるを得ないかなと思ひていま

すが、とにかく整備をよろしくお願ひしたいと思ひます。

とにかく何といつても、御案内どおり、水は高いところから低いところに流れて、そこに滞留するわけですからね。できるならば、下流のほうを同時並行的に、上流、下流、同時並行的にやってもらえれば、それが一番いいんじゃないかと思ひますので、今後、今言う工事箇所といひますか、対応箇所をする場合には、そういう形で両方を同時的にやるという格好で要望なり、協議の中では進めてもらいたいと思ひますが、いかがですかね。

**○建設課長（高島真幸君）**

しゅんせつだけではなく、河川内の伐木についても、当課のほうでは土木事務所のほうに強く要望をしております、井柳川につきましては来年度行いたいという意向のほうを今現在受けているところでございます。

以上でございます。

**○8番（大川隆城君）**

とにかく先ほども言ひましたようにね、あと半年、6か月すればまた雨季が来るもんですからね。先ほどプロジェクトチームでも、ここ一、二年で一定整備のあれを示したいというふうなこともきちんとうたわれておりますからね、ぜひやってほしいと思ひます。

とにかく冠水地域をなるべく少なくなるようにすることは当然一番必要なことでもあるもんですからね、そのためには毎回言っているように、しゅんせつ等々も当然必要ですから、少しでものびてされるように、ぜひまたよろしくお願ひをしておきたいと思ひます。

次、お願ひします。

**○議長（中山五雄君）**

答弁はいいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

排水機場ポンプの更新及び新設はどうか、執行部の答弁を求めます。

**○建設課長（高島真幸君）**

排水機場ポンプの更新及び新設はどうかについてですが、今年8月の豪雨時に発生した江見排水機場及び江見上流排水機場の不具合に関連する御質問として答弁させていただきます。

江見排水機場は設置から30年、江見上流排水機場は設置から70年経過し、老朽化も進んでいるものと思われまふ。また、今年においては、排水運転が必要なときに不具合が生じるなど、水害の拡大を招いた一つの要因ではないかと感じているところでふす。

つひては、昨今の豪雨災害が頻発化、激甚化し被害を被っている地域の実態としては、適切な維持管理や機能向上を含めた更新などについて、切に望んでいるところでございます。

以上、答弁を終わります。

**○8番（大川隆城君）**

今答弁がありましたようにね、今年には本当に一番必要なときにポンプが動かんで排水でき

なかった。だから、前回の議会でも言ったように、何ちゅうざまかいということなんですよ。

ですから、その後、当然、担当課の協議、関係するところの協議、あるいは首長さんの協議とかがあったものと思っていますので、今言われた2か所の老朽化したポンプはすぐ更新でね、替えるようか何かの方向でいっているんじゃないかと思ったんですが、そういう答弁が出なかった。どうしてでしょう。ひょっとして今年もまた同じようなことになったらどうしますか。何ととっても、やっぱり最終的には、上峰だけじゃなし、その排水機場の上流にある市町に降った雨はそこに集まってくるわけですよ。そして、そこから筑後川に排水せんことには排水先がないわけですよ。それをするためには、やっぱりポンプがちゃんと回って排水しなくちゃ駄目だけど、それができない。本当に残念ですよ。

ですから、私はぜひ老朽化したポンプはすぐ取り替えるとか手だてをするべきじゃないかと思うわけですが、その辺については町長いかがでしょうか。それをぜひ要望し、また加えて、今後も、さっき答弁にもありましたように、毎年、雨の降る量が増えることが想定できますから、余計にそういうのが必要になるわけですからね、その辺をぜひやってほしいと思うわけですが、いかがでしょうか。お願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

大川さんの御質疑ですが、これは陳情、要望についての回答を申し上げてよろしいでしょうか。（「その前のポンプの、今年のことについてですね、当然、首長会議なり、期成会の会議なりあったかと思うものですから、その辺どうやったろうかということを知りたかったわけですが」と呼ぶ者あり）

すみません、陳情、要望のところで答弁するように用意していたものですから、失礼しました。（「じゃ、議長、すみません、もうここまで一緒によろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）

**○議長（中山五雄君）**

いいですよ。

**○危機管理対策監（弥永正一君）**

私のほうからは、大川議員の陳情・要望活動についてということに対しましてお答えいたします。

8月の大雨による内水氾濫と排水ポンプの停止等により、住宅や農地等、浸水被害が広範囲に発生したことを受けまして、9月27日に神崎市、吉野ヶ里町、みやき町と合同により緊急特別措置要望を県に提出いたしました。

要望内容としましては、既設排水機場の更新と能力増強及び新設、筑後川右岸土地改良事業の幹線水路による内水氾濫対策、クリーク・幹線水路による内水氾濫対策、県管理河川の定期的なしゅんせつ及び樹木の伐採、大規模土砂災害対策の5項目。

要望書提出時、知事のほうからは、県庁内に内水対策プロジェクトチームを発足した旨の



報告があり、流域全体で対策を考える必要があり、県も市町と一緒にやっていきたいとの発言がありました。

なお、それ以降につきましても、11月12日に治水事業促進全国大会、11月18日に全国治水砂防促進大会、11月24日に筑後川並支派川改修工事期成同盟会の場におきまして、直接、町長より排水機場の更新等に関する要望活動を行ったところであります。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

#### ○8番（大川隆城君）

ただいまポンプの更新とか新設も含めて、そして、陳情・要望活動されているだろうということも想像できましたから、一緒になっての答弁をお願いしました。

今、危機管理監から答弁いただいたように、もろもろの機会を捉えて要望活動はしてもらっていることは分かりましたが、じゃ、このポンプの更新、あるいは排水機場の設置等々について要望したときの国、あるいは県の回答といいますか、じゃ、いつ頃までにやるとか、どうかという、その辺の計画というかですね、そういうやつが示されたものかどうか、その辺いかがですか。

#### ○町長（武廣勇平君）

先ほど危機管理対策監が答弁いたしましたことに加えまして、排水機場の管理運営組合の構成員であります私と議長からも、筑後川河川事務所長に御来庁いただきまして、危機的状況についての経過、経緯について、排水機場がストップした経緯について御報告をいただいたところです。当然、河川事務所長も問題意識を持っておられまして、全体の要望額を大きくしていくことから各——排水機場もうちだけじゃなくて、いろんなところで機能停止しているような状況が見られたということでございます。

また、そうした旨でお伝えをしまして、先ほど対策監が答弁いたしましたように、11月18日に治水砂防全国大会と、特に11月24日、筑後川並支派川改修工事期成同盟会の場では、本省の河川局長にも直接の要請として声を上げてまいりました。河川局長はまだ御存じなくてですね、本省の排水機が動かなかったということはまだ当時御存じなかったもので、それは直ちにお調べくださいということで帰ってきているところでございます。これは11月24日のことであります。

その後、筑後川河川事務所長が来庁されまして、さらに排水機の更新についての今後の取組について、筑後川河川事務所内にチームをつくったということで報告をいただいております。その後の進捗については、引き続き注視しながら御報告を申し上げていきたいと考えてございます。

#### ○8番（大川隆城君）

今、町長から答弁いただいた中で、まだ直接担当するところまで届いていなかったということを知って、ちょっとびっくりしましたですね。

ですから、とにかくとにかく、要は今年のように冠水地域が広がったということも、最終的には排水がうまくできなかったことが原因だと思うわけですね。ですから、さらに今後この排水機場の更新、あるいは新設も含めて、強力に関係市町一緒になって働きかけ、要望活動をしなければ実現できないと思いますから、また今後とも全体的に協力しながら、ぜひこの新設、更新が実現するように、また、当然、各関係市町の議会だって気持ちは一緒だと思いますから、もし必要ならば一緒になって陳情活動に行くとかすることも必要じゃないかという思いもしますから、ぜひ一緒になって早期に実現するように御努力いただきたいということをさらにお願いいたして、この項は終わります。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

質問事項の2番、外記のため池整備事業について、質問要旨の1番、大字坊所一村会関係地区への説明会の実施について、執行部の答弁を求めます。

**○産業課長（日高泰明君）**

質問事項2、要旨1につきまして答弁させていただきます。

外記ため池整備事業に係る説明は、下津毛地区及び下坊所地区について行っており、上坊所地区を12月15日に行う予定でございます。

以上でございます。

**○8番（大川隆城君）**

今答弁いただいたように、下津毛、下坊所が既に説明を終えておって、残るは上坊所だけ、そして、今月12月15日に実施ということで答弁いただきました。やっと説明会が実施できるということで少しは安心をしたところであります。当然、皆様方にいろいろと説明の上、御意見も伺ってこられるというふうに思っていますが、どうぞそのときは皆様方が納得されるような説明をきちんとやってほしいということをお願いして、この項は終わります。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

質問要旨の2番、調査の進捗についてはどうか、執行部の答弁を求めます。

**○産業課長（日高泰明君）**

質問事項2、要旨2につきまして答弁させていただきます。

外記ため池の整備のための計画概要書作成業務委託を発注しており、作成に必要な資料の打合せを重ねております。

今後は、ため池内の現地踏査、測量及び堆積量調査などを行った後に、地域の水害対策のためにどのような整備が計画できるかを検討し、県営事業で取り組むための計画案を策定します。この策定しました計画案を関係地区の方々に御説明して、御同意いただけますと県営事業で施工できますので、このように県営事業を要望してのため池整備を行っていく計画で

ございます。

以上でございます。

**○8番（大川隆城君）**

そうすると、この調査の関係につきましては、今年度いっぱいには終わるということが進められているわけですかね、その辺ちょっとお聞かせください。

**○産業課長（日高泰明君）**

調査計画業務につきましては、今年度いっぱいのところまで執行しておるところでございます。

以上でございます。

**○8番（大川隆城君）**

とにかくその調査がスムーズにいきますように、となるためには、きちんとした説明をなくちゃならないことは当然であります。ですから、とにかくスムーズに今予定されている、年度いっぱい終わることに向けて、ぜひまた御努力いただきたいということをお願いして、この項は終わります。

以上です。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

質問事項の3番、出生祝い金の創設は考えられないか、要旨、県内各市町で対応が増えてきており、考えてはどうか、執行部の答弁を求めます。

**○住民課長（扇 智布由君）**

皆様おはようございます。私のほうからは、大川隆城議員の質問事項3、要旨1につきまして答弁いたします。

現在、出生祝い金につきましては実施していない状況ではございますが、本町の子育て支援に関する取組といたしまして、高校生までを対象とした子供の医療費補助や子供のインフルエンザ予防接種助成、小学校に入学される児童に対する入学祝い金、小・中学校の給食費無償化、スタディクーポン等の事業を実施しております。

町といたしましても、次世代を担う子供の誕生は大変喜ばしいことであり、出生祝い金助成は有意義であると理解しているところではございますが、今後におきましては、まずは子育て世代が安心して子育てをしていただけるような環境整備等に重点を置いた施策を検討していきたいと考えております。

以上、大川隆城議員の質問の答弁を終わります。

**○8番（大川隆城君）**

この関係については、先ほどもちょっと触れたかと思いますが、県内市町で6市町が現在実施をされているようではありますが、おかげさまで上峰にもあちこちからおいでいただい

ているわけですね。どちらかという若い世代の皆さんがおいでにいただいているように感じています。

そういう中で、ある人とお会いして話したときに、ここは出生祝い金が出るとでしょうというふうに聞かれたわけですね。いや、うちそれはないけど、先ほど課長が答弁いただいたようなことをやっていますよというふうなやり取りをした経緯がございました。その人が言われる、よそはやっているのに上峰はしよらんとですかというふうな声が上がって、実際したら、具体的には今言う県内6市町がやっている状況下にあるわけですが、そういうふうに言われてみると、子供さんが誕生して一番うれしいというのは、やっぱり最初、子供さんが誕生した、そのときの喜びが一番大きいかなという感じも、それは個人的かもしれないですが、思うわけですね。

それと、今言う、実施されている中には、第1子幾ら、第2子幾らというふうに段階的に金額を増やす手だてをしているところもあれば、何番目でも一律に幾らというふうな決め方をしているところ、いろいろあるわけですが、その辺をもって見ると、上峰が住みよい町だというふうな捉え方をしてもらって、若い世代がそういうことで、よそもやっているから当然上峰もやっているだろうという思いでおいでになったかなというふうな気もせんでもなかったわけですね。

先日ちょっとお伺いしたら、町の年間の出生児が大体100人前後だというお話を聞きました。そういうことで思うと、これまた出してください、出してくださいのお願いになって本当に申し訳ないんですけども、一律幾らということであれば何とかカバーできるかなというふうに手前勝手に思ったところがあります。

ですから、先ほどもちょっと触れましたように、子育て支援のさらなる充実ということで、上峰は子育て対策がとつても進んでいるよという認識を皆さんが持っていただいているようでございますから、それに加えて、その部分も考えていただくなれば、なおまた、町内に定住促進の一環にもなりましょうし、またそれが人口増にも結びついていくんじゃないかというふうな思いもするものですからお願いをしたいと思っているわけなんですけど、いま一度、いかがでございましょうか。

#### ○住民課長（扇 智布由君）

ただいまの大川議員の、さらなる支援として考えてはどうかというような御質問の内容だったかと思います。

現状としまして、住民の皆様からは子育てに関する相談体制や情報提供、また、子育て親子の交流の場や仕事と子育てを両立しやすい環境等を充実してほしいという御要望を多くいただいております。このことを踏まえ、今後については、このような御要望に早急にお応えできるよう検討していきたいと考えているところでございます。

また、出生祝い金は経済的支援として魅力のある制度であり、少子化対策や人口増加につ

ながる有効的なものの一つというふうに考えているところではございますが、本町としましては、安心して子育てができる体制づくりを整えることが子育て世帯にとって長期的な支援となるため、まずはそういったところから実施していきたいと思っております。また、それが町の魅力として発信できればというふうに思っております。

以上でございます。

**○8番（大川隆城君）**

ただいま課長から答弁いただきましたが、そういうふうなことでの取組をされていくことは当然必要だと思います。加えまして、今私がお願いをしているこの出生祝い金についても、検討の課題として、検討材料として、ぜひ今後の対応について検討してもらいたいと思います。それが実施をということに近いうちに考えていただくように要望をして、この項は終わりたいと思いますが、どうぞ検討のほどよろしく願いいたします。

この項は終わります。

**○議長（中山五雄君）**

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中山五雄君）**

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時54分 休憩

午後1時 再開

**○議長（中山五雄君）**

再開いたします。

午前中に引き続きまして一般質問を再開いたします。

8番大川隆城君の質問事項の4番から進めていきます。教育行政の充実にむけて、質問要旨の1番、小学校5・6年での教科担任制で体育を対象に加えることについてどう考えるのか、執行部の答弁を求めます。

**○教育委員会事務局長（中島 洋君）**

皆さんこんにちは。大川隆城議員の質問事項4、質問要旨1についてお答えいたします。

現在、国では、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行うこと、教員が行う授業数を軽減し、学校の働き方改革を進めることを目的に、学習が高度化する小学校高学年において教科担任制を推進しています。

この動きを受け、佐賀県では、令和4年度から4年程度かけて新たな加配教員等を活用し、県内全ての小学校において教科担任制を1教科以上実施することを目標としています。

上峰町では、この国や県の動向に先んじて、小学校に平成29年度から英語、令和元年度か

ら理科の専科教員を町費講師として配置し、教科担任制を実施してきました。また、今年度は理科、英語に加え、県の加配教員を活用し、音楽、家庭科でも教科担任制を実施し、指導の充実を図っております。実施している教科については、上峰小学校の児童の実態を踏まえ、教科担任制を実施することで成果を期待できる教科を小学校と協議して決めています。

国が示している体育は、実技を伴う教科であり、専門性の高い教員が行うことで高い教育効果が期待できる教科だと考えます。ただ、学級担任制をベースとしながら教科担任制の教科を増やしていきますと、教員の授業時間調整、つまり時間割の作成が複雑になります。また、近年の教員不足から、指導力のある教員の確保が難しいという問題があります。体育の教科担任制については、期待される効果と実施にむけた問題を小学校と協議しながら、また、国や県の加配の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

以上、答弁を終わります。

#### ○8番（大川隆城君）

今、上峰の小学校では、本当に執行部サイドの理解があって、町費での加配の先生の配置とかもやってもらって本当にありがたいと。近隣の学校と比べても、うんと先に行っていますという話はよく聞いておりました。

そういう中で、今回、体育の先生を教科担任制でということ、これは文科省が発表したというのが今年7月22日の新聞報道でされたのを今手元に持っているわけでありましてけれども、これを見ると、先ほど言われたように、その目的は先生たちの働き方改革にもつなげていくし、また、より経験がある人を体育指導に置いたほうがベターじゃないかという判断の下で、そういうふうな決定したというふうなことが書かれておりました。

要となる人材確保策では、有能な人材に特例的に教員資格を認める特別免許制度の活用を各教育委員会に促す、正規の教員養成課程で学んでいなくても、五輪経験者らアスリートとして実績がある人を体育教員に迎え入れられるよう国も支援する構えであるということもここに記載されているわけですね。

そういうことからいきますと、今、小学校、中学校、それぞれにいろんな体育の大会とか見てみますと、本当にいい成績を上げてくれているということで、みんな頑張っているなどという思いをして結果を見させてもらったりしてきた経緯がございます。そこにさらにこういうふうなスポーツ関係での優秀な指導力のある方においでいただいてやるとするならば、なお効果が出るんじゃないかなという思いもするわけですね。

それと、先ほどは先生方の確保が難しいという言葉もちょっとありましたが、こういうふうで教科担任の先生においでいただくようにすれば、その辺もかえっていい形になりはせんだろうか、個人的な捉え方かもしれませんが、ちょっと思ったりもいたしました。

その辺も考えてみると、できるならば教科担任の体育の先生をという形でお願いしたらいいんじゃないかなという感じがしているわけなんです、ちょうどこれから年度末にか

けてまた先生の異動等々も当然あるわけですが、その中で、県の動向をというふうなこともありました。できるならばその方向で取り組まれたらいいんじゃないかなという感じが今していますが、再度その辺お聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。教育長、よかったですらお願いします。

#### ○教育長（野口敏雄君）

皆様こんにちは。大川隆城議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員からの御指摘にもありましたように、特に体育に関わる教科担任制のことにつきましては、本年7月に文部科学省の有識者会議の中でまとめられた案なんですね。それを受けて、今、概算要求の中に組み込まれています。令和4年度から4年をかけて、大体1校当たり1名の加配教員をつけて教科担任制を実施していきたいということでございます。令和4年度は2,000人の教員増を見込んでおりまして、4年間で合計の8,800人の増員を目指しているというのが国の動きであります。

ただ、これを佐賀県換算に替えますと、いろいろな施策、大体100分の1程度が佐賀県に配当されるというのがこれまでの例でございますので、来年度2,000人の教員増といいますが、20人程度が佐賀県で増員になる、小学校が150校近くありますので、なかなかその希望すれば1名加配がいただけるということにはなりにくいんじゃないかというふうには思っております。

ただ、本町の場合は、先ほど教育委員会事務局長が申しましたように、既に教科担任制に取り組んでおります。町費の先生が2名、英語と理科でいらっしゃいますが、県費負担教員も音楽と家庭科、両方、教科担任ということで令和3年度実施をしていただいておりますので、そういった意味では、佐賀県内において上峰小学校は既に県費負担教員を1名加配をいただいているという状況でもあるんですね。そういった中で、来年度の体育の増員が上峰に回ってこれるかどうかというのは、非常に厳しい状況もあるかもしれません。

それからもう一点は、体育の指導者の確保でございますが、これは各自治体、つまり上峰小学校に配当する教員であれば、上峰のほうで探して、この方をというふうにしていかなくちゃいけないわけですね。ですから、例えば、先ほどオリンピックの選手であった方であるとかいうような人材のこともありました。そういった方が身近なところにいる、また、教員としての子供たちへの指導全般に当たっての資質があるかどうかということも含めて見ていかなくちゃいけないということで、なかなか人材確保というのは難しいところもあるかと思っております。

今、中学校で部活動指導員を幾つかの部活、3つの部活で活用しておりますので、そういった方々は非常にいい方々が見つかっております。そういったつてを通じながら人材確保を広げていきたいというのが今教育委員会が考えているところであります。

即、小学校での適任者が見つかるかどうかというのは厳しいところもございますので、今

後、小学校の現状、特に児童・生徒の実態と先生方の配当の在り方、若い先生方で体育に一生懸命になっていらっしゃる先生方もいらっしゃるんですね。その方を学級担任と教科担任とどちらを選ぶかという問題も学校の運営上の問題が出てきますので、学校長とも十分協議をしながら、一番効果の上がる方法ということで年度の当初に方向性を確定していきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

**○8番（大川隆城君）**

先ほど言いました文科省が示しをされた7月に、もう一つのやり方としては、中学校教員が小学校でも指導できるよう、教員免許の取得要件を弾力化することも検討しているという項目もあります。

ですから、ちょっとやり方としては2通りあるかなという感じがしますが、今、教育長がおっしゃるように、これからの年度末にむけての今言う県の配置の問題等々も当然かみ合わせて考えた中で、子供たちに一番いい形での配置ができるように十分検討いただいて措置をしてもらいたいということをお願いして、この項は終わります。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

質問要旨の2番、小学校での赤白ぼうし使用の見直しは考えられないか、執行部の答弁を求めます。

**○教育委員会事務局長（中島 洋君）**

大川隆城議員の質問事項4、質問要旨2についてお答えします。

体育の授業でおなじみとなっている赤白ぼうしについては、令和3年7月に武蔵野美術大学の北教授研究室が行った実験で、赤色のほうが白よりも熱を吸収し、5分間直射日光を浴びた場合、表面温度が10度違うという結果です。赤白ぼうしをかぶせたマネキンの頭部を置き、サーモグラフィカメラで表面温度を測定したものです。

ただ、実験場所が東京の大学のグラウンドで固定された状態での実験であります。また、現段階で実験結果はマネキンにぼうしをかぶせた状態での実験となっており、今後、運動している状態など状況が変わった場面での実験の必要性もあろうかと考えるところです。

現時点で文部科学省やスポーツ省からの注意喚起や指導もございませんので、今後も北教授研究室の実験の推移や結果を注視していきたいと思えます。

以上、答弁を終わります。

**○8番（大川隆城君）**

先ほど課長からの答弁であったとおり、東京のほうでの実験結果を踏まえてのこととございました。

その中で、さきの答弁、最初に質問したときにも言いましたように、熱中症の心配がある



から、本当に今言われたように、そこに置いただけの場合と動き回ってというときには違いかも知れません。ただしかし、その色によって温度が上がるというのは想定できますよね。そうすると、そこで熱中症の心配があるからこそ、リスクを避けるために学校現場は対応を取ってほしいという注意喚起をされているわけですよ。やっぱり小さい子供たちがそういうふうに熱中症になったらということ、後の後遺症的なことがあったりというのも当然考えられるわけですよね。ですから、そういうことがないためにこそ、少しでも、これはどうかな、危ないかなというふうなことがあったとするならば、その時点で早速検討をして、ではどうしますということをする必要があるかと思うわけです。

お聞きしたら、この赤白ぼうの使用については、その学校の判断でよろしいというふうなお話も聞きましたからですね。ならば、学校の先生方、あるいはPTAの方々に、こうこうこういうふうな問題提起があっているからどうですかというような協議する場を早速持ってもらって、皆さんの御意見を聞いて、そして、その上でというふうな形でぜひやってほしいと思います。いかがでしょうか。

#### ○教育委員会事務局長（中島 洋君）

赤色のぼうし、そちらのぼうしが10度C高くなった、協議の検討の余地はないかという御質問だったかと思います。

実験は7月22日午前中で、開始表面温度28度、5分後には白より赤が10度C高くなったと。ほかの色は、青や緑、濃い色で表面温度が高くなりました。一方、黄色やピンクは白と同程度にとどまったという結果が出ていたかと思います。

こういった結果を踏まえたところ、また、学校等とも協議しながら、これから赤白ぼうしというのが今定着をしておりますけれども、協議はしたいと思います。ただし、学校のほうともちょっとお話をしている中で、赤白とありますけれども、基本的には白色ぼうしをかぶらせていると。対抗戦のあるときに赤白、赤のぼうしをかぶらせるということもございますので、今後、学校のほうともお話をしながら検討していきたいと思っております。

以上です。

#### ○8番（大川隆城君）

今、課長が言われたとおり、その色については青や緑が赤と同様に高くなる、黄色やピンクが白と同程度の温度だったということですよ。

それと同時に、検討していただく、これは当然、新年度にむけての検討ということになると思いますが、そのときには、赤白ぼうしの色の具合ももちろんですけども、今、保育園児なんか見てみますと、ここの後ろのほうに、あれは何と言ったらいいな、垂れでいいですかね、後頭部を守るという形のやつをほとんどつけていますよね。できるならば、小学校だってそこまで取り付けたぼうしを使用するというふうにしていったがよいはないかというふうな思いもするわけですよ。

ですから、その辺も踏まえて、新年度に向けて、今、課長からも答弁いただいたように、早速、関係する先生方、それから、PTAの方々等々と協議をやってほしいと思います。その結果でどうするかは、また皆さんの御意見を十分踏まえた上で決めていただければいいわけですが、とにかく私が言いたいのは、そういう危険性を心配して言われてあるものですかね、それは当然除去していかんといけんことだと思うから、その辺の協議は十分重ねてもらいたいと思います。ということをお願いして、この項は終わります。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

質問要旨の3番、小・中学校での主権者教育への取組についての考えはどうか、執行部の答弁を求めます。

**○教育委員会事務局長（中島 洋君）**

大川隆城議員の質問事項4、質問要旨3についてお答えします。

主権者教育の重要性はこれまでも言われてきましたが、平成28年7月に選挙権年齢が18歳に引き下げられたことを受け、その重要性が一層高まりました。

小・中学校学習指導要領の中でも主権者教育の重要性は示されており、現在、小・中学校では社会科を中心に主権者教育に取り組んでいます。例えば、小学校では社会科の授業で、選挙の仕組みをはじめ、選挙で選出された議員は人々の生活の安定と向上に努めなければならないこと、国民は選挙権を行使する必要があることなどを学習します。中学校では社会科の授業で、議会制民主主義が我が国の政治の原則となっていること、選挙が国民、住民の意思を政治に反映させる主な方法であること、小選挙区制や比例代表制など日本の選挙制度の実際と課題、主権者は選挙権の行使など主体的に政治に参加することが大切であることなどを学習します。また、主権者教育で大切にされている、事実を基に多面的、多角的に考察し、公正に判断する力、課題解決にむけて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力などは、社会科の授業だけでなく、道徳の授業や特別活動、総合的な学習の時間でも育成を図っています。

上峰町では、主権者教育の集大成として、中学3年生がまちづくりや地方自治について体験的に学ぶ子ども議会に取り組んでいます。また、中学校生徒会会長選挙では、投票箱など町の選挙で実際に使用する道具と同じものを用意し、本格的な投票を行い、意識を高めるようにしています。このような現在、小・中学校で行っている主権者教育を今後も継続して行ってまいりたいと考えています。

以上で答弁を終わります。

**○8番（大川隆城君）**

この主権者教育というのは、ここだけですよということじゃなくて、全般的に何でも関係があった中での教育推進という形になるわけでありますものですから、これこれと取り上げ

るというのがなかなか難しいところもあるわけなんですけど、先日、資料として頂いた過去5年間の各選挙ごとの投票率、これは本当にありがとうございました。大変やったかと思いません。ありがとうございます。それを見てみますと、28年の参議院選挙から直近の今年10月31日の衆議院選挙までの投票率をお示ししていただきました。

それで、その中で特に、今年3月にあった町長選挙ですね、これにつきましては、当然、有権者の皆さんの全体的な投票率も70.91%と高かったし、また、18歳、19歳の方々の投票率も約75%ほどあったということで、やはりこれは先ほどありましたように、地元、自分が住んでいる町のことについての勉強の一環として、子ども議会とかいろんなことに取り組んでやってきたことでこういう結果に結びついたのかなというふうには感じておりました。

それ以前の各選挙の投票率を見ると、参議院選挙で有権者の全体では町内に限ると60%ぐらいで、18歳、19歳が51%、大体ほかの選挙もほぼあんまり変わらないぐらいの投票率が出ているようではありますが、18歳で行使するためには、先ほど言われたように、小学校の時点、あるいは中学校の時点で、今言う政治に関心を持って参加する意欲を持っていただくように、ずっと段階的に導くのは当然必要だと思うものですからね。ですから、いろんな場面でそれに関しての御指導をいただきたいと思うわけがあります。

一つ、私はその方法として、これは本当に個人的なことなんですけど、思ったのが、今回は佐賀新聞の発見未来塾ですかね、で、いろんなその関係の御指導をいただいて、そして、それを子供たちが自分たちで積極的に調査研究をやって子ども議会に臨んだという流れがあったわけなんですけど、これをそのときだけじゃなくて、いつでもそういうふうな形で取り組むような方向にしてもらえればなというのがありましたと同時に、そのためには、例えば、今回と変わらないように、役場の各課の皆さんにいろいろ御指導いただく、そして、場合によっては町長自身の講演を聞かせていただく、そういうふうなこともあっていいんじゃないかなというふうな思いもしておりました。

そういうことで、その結果、自分たちで、またそれを聞く、指導を受けて、調査研究といいますかね、やった中で、その結果を、これは私の思いつきなんですけど、毎月発行されている町民だよりの一角に子供たちの意見というふうな格好で、意見というか、中学生からの、小学生からの提言コーナーみたいな形で、そこに小・中学生がこういうふうな意見をということで載せたりすると、ああ、今の子供たちはこういうふうな受け止めている、こういうふうな考えているかなというのを皆さんが知っていただくということも、またそれはいい形になるんじゃないかなという気もちよとしておりました。

だから、とにかくそういうふうないろんな方法を考えながら、みんなで指導をしていくというふうなことを考えてもらえればなというのを思っておったところでした。

これは、ここに今後の主権者教育の推進についてということで、令和2年11月に主権者教育推進会議の中間報告と出してあるのをちょっと手元に頂いておりますが、この中での事例

が挙げられているのには、各中学校が取り組んだこと、あるいはPTAが取り組んだこと等の例が幾つか挙がっておりますけれども、その中をちょっと見てみますと、選挙管理委員会もその指導に立ったというようなことで、18歳からの投票立会人を募集したり、初めて投票した者に記念証書を渡したりするなどの取組をされているところもあるというふうなこと。それから、これは中学校ですけれども、模擬区長選挙として生徒の中から選出された候補者による政策の演説、聴衆である生徒との質疑応答を経て、投票につながる取組等々もされているというふうなことで、それぞれに工夫して、そこそこで工夫してされてありますから、もちろん今も一生懸命取り組んでいただいていると思いますが、なお、いろんな工夫をされての指導をしていただくようになれば、もっといい形で、例えば、投票率なんかにも反映してくるんじゃないだろうかというふうに思うわけであります。

そこで、最後に教育長のほうから一言いただいて、終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

**○教育長（野口敏雄君）**

大川議員の御質問にお答えしたいと思います。

主権者教育、これにつきましては大変時宜を得ていますし、これからの子供たち、特に選挙権年齢が、成年年齢が引き下げられたということもあって、高校生あたりが非常にクローズアップされているところもございますが、その土台を担う小・中学校での社会科教育、道徳教育、教科を横断的に超えた形での主権者教育の在り方が問われている時期になってきていると思います。

先ほど来出ております子ども議会につきましては、これは私ども教育委員会も学校と協力しながら、子供たちが子供たちの感覚で地方自治を学んで、まちづくりを考えて、町の執行部なりにそのままお尋ねをしてやっていくという従前のやり方、それはそれで意義があったと思いますが、その枠を一步乗り越えて、今、双方の体験をしながら、執行部側も議員側も体験しながら、予算のことも考え、子供たちが今学習を進めているというのは、非常にレベルの高い体験学習に到達してきたというふうに思っております。他の市町でもそういった事例はあまり多くございません。これをますます充実させていきながら、子供たちの自治に対する意識を高めていきたいと思っておりますし、今年度からは、この議場に来れなかったほかの3年生や1・2年生までオンラインで見えておりますので……

**○議長（中山五雄君）**

教育長、時間ですから簡潔に。

**○教育長（野口敏雄君）**

失礼しました。

つながっていくもんだと思っております。そこを一つの柱にしながら、この主権者教育の充実を今後さらに追及していきたいというふうに思っているところであります。

議員御指摘のように、学校教育だけでできるものじゃございません。家庭で学ぶこと、そして、社会の中で学ぶことの中で、主権者としての在り方、行動の起こし方、意識の持ち方は学んでいくと思いますので、まずは大人の方も範を示していただきながら、社会全体で意識を高めていき、行動につなげていければというふうに思っております。

以上です。

#### ○議長（中山五雄君）

議員の皆さんにお願いですけれども、次に進む前に、局長のほうから10分前と5分前と挙げております。分かったら、ちょっとだけでも手を挙げてください。それをしないと、いつまでも挙げていなくちゃいけないもんですから、ひとつよろしく願います。

次へ進みます。

7番吉富隆君。

#### ○7番（吉富 隆君）

ただいま議長のほうから、通告順に従いまして質問の許可をいただきましたので、早速質問に移らさしていただきたいというふうに思っております。

私のほうからは大きく3点通告をしているところでございます。

1点目には、上峰町中心市街地活性化事業についてでございます。

要旨1番、解体工事費等負担金726,000千円についてお尋ねをさせていただきます。

これは8月の定例会で負担金については議決をされているところでございます。そういった中で、どうしても私が疑問があるもんですからお尋ねをさせていただきたいと。

と申しますのは、解体の物件は上峰町の所有物であるということなので、負担金を合同会社に出す必要があったのかどうか。町で指名競争入札をやっていただければ何ら問題は出てこないというふうに僕は考えております。

また、そういった中で、これは議決事項でお金は、726,000千円というお金は合同会社に移ります。もう執行されていると思っております。工事が今月の6日頃からやったと記憶しておりますが、解体が施工されているようでございます。

そういった中で、合同会社が発注元、施主側も合同会社の人たちですね。そういったことができるかどうかという疑問がございましたのでお尋ねをするわけです。これも町民の皆さんの声も入っております。そういったことはきちっと御答弁はいただけるもんだと私は認識をしておりますので、よろしくお願いをしたいと。

それと、要旨の2番目でございますが、解体工事費等貸付金676,000千円についてでございますが、相手先は合同会社と聞き及んでおります。この案件につきましても、全員一致の議決事項ではございませんでした。私は疑問を持つのは、なかなか難しい問題とはいえども、お金を貸し借りをする中では、常識的には保証人をつけてみたり、担保物件をとったり、お金の回収はいつ頃までできるというふうなことの書類等々ができていなかったわけですね。

9月に私質問しています。今後はどのように進まれておるのか、お尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。

それから、大きく2番目に町道八枚・碓線拡幅工事についてでございますが、その進捗状況についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。

大変この道路拡幅につきましては、なくてはならない道路であるというのは執行部の方も御認識をいただいているようでございます。だからこそ用買は終わっていると聞き及んでおります。じゃ、いつ頃着工になる見通しなのか、お尋ねをさせていただきます。

それから、風水害対策、大きく3番目でございますが、今後町としての対策はどのようにお考えでしょうかという質問でございます。

これにつきましては、今年8月の大雨の際、町長自ら頭からびしょびしょになって、幾らでもこの水たまりから切通川に排水、仕事をされました。勇気の要ることなんですよ。いろいろと後からは町民の皆さんが、何の役にもならんみやあもんとか、そういう意見もありましたが、そこに向けて行動することが大事なことであろうというふうに考えます。そういったことを含めたところで、今後の町の考え方、対策等々についてお尋ねをさせていただきます。

それから要旨の2番目に、令和3年8月の大雨による被害状況。同僚議員からも質問が出ておりました。大変難しい問題とは僕は思っています。筑後川に排水機がついて、年代も古いからというようなこともあったかもしれませんが、故障をして筑後川に排水することができなかったのが主因ではなからうかというふうに思っております。

それに加えて、満ち潮の件が同僚議員からも出ておりましたが、筑後大堰ができました。大潮のときもあれから上に上がらないんですよ。そうすると、上峰で申し上げるならば切通川、六田川、井柳川等々に逆流して上がってくるんですよ。それが40センチから50センチぐらいの差で水位が上がるということも明白になっております。

しかしながら、私はそこまで追及することはしませんが、被害状況をどのようにお調べをいただいているのか、お尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。

特に稲作については何ら問題なかったらうというふうに思っております。作況指数が98から100になっておりますので。

ただ問題は大豆、それにイチゴ、アスパラとか、いろいろな畑もんにはそれ相当の被害が出ておるようでございます。したがって、その状況はやっぱり行政でする問題だと思っております。なぜならば、産業課には誰の誰がしがどの田んぼに何を栽培しているということははっきりとうたってあります。そういったことも含めて、大豆が主に被害が大きいようでございますが、これは全部ゼロじゃないんですよ。途中で生き上がった部分もあります。そういったことを含めたところで2段階に分けるといのは非常に難しいです。でも、やろうと思えばできます、これは災害状況は。農協もきちっと発表しております。

それから、午前中も同僚議員からも出ておりましたが、今後の対策としては収入保険の問題が出ておりましたが、この収入保険というものは認定農業者しかできません。上峰町で認定農業者が何人おられるか知りませんが、この保険に加入してある方が5人だったと記憶しております。そういったことも含めたところで今後の対策をできればお願いしたいというふうに思っておるところでございますので、以上、3点ほどよろしく御答弁のほうをお願いいたします。

**○議長（中山五雄君）**

それでは、質問事項の1番、上峰町中心市街地活性化事業費について、質問要旨、解体工事費等負担金726,000千円について、執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

皆様こんにちは。吉富議員の質問事項1、上峰町中心市街地活性化事業費について、要旨1に関して答弁をいたします。

8月の臨時議会において負担金726,000千円の議決をちょうだいしたところです。建屋等につきましては、行政財産として町の所有となっておりますので、それらの解体除去等費用を負担する形で合同会社へ支弁することとしております。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

**○7番（吉富 隆君）**

ただいま河上室長さんから御答弁をいただきましたが、冒頭に説明をしたとおり、議決事項であるということは承知しております。これをどうのこうのという権限はございませんので。

ただ、今後、町の解体費については、町の所有物を解体するので、町で指名競争入札をしてもらえば何ら問題はなかったのかなというふうに考えております。

そういった中で、町としてはこの大きな金額でございますので、無ランクから特Aまでしか佐賀県はおりませんね。無のランクには幾ら、C級には幾ら、B級幾ら、A級幾ら、特A幾らというのが行政ではきちっと決まっていますよね。決まっています。そうしますと、合同会社もそういうことが決まっているかどうか、お尋ねをいたします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

実際のあれなんですけれども、合同会社の発注ということになりますので、合同会社のコンセンサスの得られる範囲内で申し伝えをしたいというふうに思っております。

実際の選定方法とかに関しましては、町の入札実施になぞらえて実施をしているところです。先ほど言われたランクにつきましては、恐らく建設業のほうかと思えます。建設。今回、ちょっと解体という形になりますので、県のほうで登録されている解体のほうを参考にされたというふうに考えております。

以上です。

### ○町長（武廣勇平君）

少し答弁漏れがあるようなので補足をいたしますが、まず1番目の答弁は、通告にないものを冒頭総括質問にされたので、ちょっとかみ合わない答弁をしたことをお許しいただきたいと思います。

まず、解体工事費等負担金726,000千円を町の発注でない理由につきましては、解体工事費等貸付金676,000千円同様、どの範囲を解体するか。すなわち、例えば立体駐車場を残すという判断を民間事業者が設計上されることがあるかもしれない。あるいは埋設くいについて、設計上なるべく抜かないようにする判断をするかもしれない。むしろそういった判断を促す意味でも、経済合理性、市場性の観点から、誘致企業との比較をもって判断していくためにも、我々では推しはかることができない分野を民間事業パートナーにお願いすべく、全て滅失するという趣旨に沿った対応を行っていただかなければいけませんけれども、全ての解体と全てのくい抜きを行うことを前提に我々としては設計をし、そして、あとは民間のほうで御判断いただきたいということで、向こうで発注をしていただくべく、お願いしているところでございます。

また、先ほど御質疑にございました726,000千円については、完全に行政の競争入札と同様の形を取るべく指示をしております。入札については、工種を先ほど建設ではなく解体事業、県の表に基づいて行っているということでございます。

合同会社のほうではこの質問が出ていることをお伝えをし、確認をしております。予定価格、落札価格、また入札の状況、これについて町が公表していると同様の対応を我々としても合同会社に確認をとっておりますので、お知らせをしていきたいと考えてございます。

### ○7番（吉富 隆君）

町長がきちっとした説明をしていただいております。

町長と河上さんとのギャップが大き過ぎるんよね。それはいかんよ。私の質問にお答えをきちっと町長はお答えしんさる。河上室長さんはあそこの執行副役員なんですよね。だったら、中身は詳しいと思うよね。しかしながら、議会では執行部の立場上と理解はするものの、立場上、金額が大きい、大きいんですよ。負担金を出す理由としては、やっぱり理解はするんだけど、今後の問題といたしまして、こういうことはいかんよねと僕は思うわけ、個人的にね。町の所有物はやっぱり町で解決していただきたいというのが私の考え方ですよ。しかしながら、いろいろな問題等々ある中で負担金として出した。合同会社でお決めになるということなんです、私の質問は、行政と同じような形を取ってあるの。C級から特Aまでは。それはいいですよ、今の答弁を聞きよると。県の指名業者入札の云々という話が、今そうやなかったですか。

いや、じゃ、もう一回お尋ねしますよ。合同会社でそういったランクづけの資料というのは、決まりというのがあるの。



**○町長（武廣勇平君）**

河上室長は先ほど通告に従って答弁をいたしました。冒頭の総括質問に上がっていたことを踏まえて答弁しなさいというのは議員の御指摘かもしれませんが、それであればなかなか事前の準備ができないこともあり得ることから、通告制度をぜひ活用して今後は質疑を繰り広げていただきたいと思いますと思っております。

私がお答え申し上げたのは、答えられる範囲の総括質疑でしたので、私我更問いでお答えをしたところでございます。

また、合同会社については、行政、すなわち上峰町の基準に沿って今後共同事業パートナーの範囲まで、すなわち見積り提出といたしますか、指名願の業者の範囲をもって入札をしっかりとっていくように指導を、これは行政側が行っておりますし、解体についても同様に県の基準に沿って行っているというふうに答弁したと私は今記憶しております。

詳しくは室長から答弁させます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

先ほど町長が申し上げられたとおり、町の基準に沿ったところで運用をしていくという形で申し伝えたほうもしておりますし、そちらのほうで合同会社のほうも承知をいただいているということでございますので、そういった基準に沿った形でやっていくということですので。

登記のほうに関しましても、県のほうにちゃんと届けが出されてあったりしているものを参考にしながら、必要なものに関しましては、こちらからも情報を提供することはやったりしておりますので、そういった形の助力というものは町のほうとしてからも惜しまずやっているとございますので、その辺は御了解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

**○7番（吉富 隆君）**

ランクづけの基準は上峰町に準じて指名競争入札で行ったよなということでよろしゅうございますかね。

そういった中で、じゃ、上峰町のしきたりに基づく、また指名を上峰町に出してある方がということで理解してよかですね。

**○町長（武廣勇平君）**

これは合同会社が発注するものでございます。何度も申し上げますが、民間事業パートナーは出資企業、共同事業パートナーは行政で言う指名願業者というものでございます。この制度の公平性の担保は、それらの共同事業パートナーについての受付の機会、出入り自由だというようなところでございまして、その合同会社内での発注をする上では、それらのエントリーをされておられる方々を広く入札資格業者とみなして発注していると。日々この共同事業パートナーにエントリーされている事業者も増えているような状況でございます。

以上です。

**○7番（吉富 隆君）**

町の要綱に基づいて指名競争入札でやったよなということで、それは理解をいたします。

ちなみに、町の特Aというものは幾らまでの入札に参加されるようになっているのでしょうか。分かればお願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

先ほどから特Aということ言われていますので、恐らく建設業の発注のことをお尋ねなのかなというふうに思いますが、その回答でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

町の建設業発注について、特A企業の入札資格の工事全体枠について、建設課長から答弁をさしあげたいと思います。

**○建設課長（高島真幸君）**

特Aというのは、町の建設工事等の入札参加資格の審査等に関する規則のほうではAということになっておりますので、そちらAのほうで御答弁のほうをさしてもらいたいと思います。

まず、土木一式工事につきましては25,000千円以上、建築一式工事については30,000千円以上、舗装工事については全額、電気工事、管工事及び鋼構造物工事は10,000千円以上、造園工事が6,000千円以上となっております。

以上でございます。

**○7番（吉富 隆君）**

今、建設課長のほうから金額等々については教えをいただきました。

しかしながら、やっぱりこの大きな金額には届いていないんですよね。しかしながら、特命ということもできます、これは。できるですもんね。そうしないと、A級だけでは金額が物すごく、10分の1なかですもんね。そうすると、入札資格が本当にできるのと思います。そうでしょう、726,000千円ですから。だから、こういったことがやっぱりちまたのうわさでは出ていましたので、これはいかんなど。行政はきちっとしてくださいよという気持ちでしたので興味があったんですが、なかなか難しい大きな金額ですからね。特に町の所有物でございますので。

ただ、合同会社が発注元になりますよというのは理解していますよ。しかし、合同会社にはこういったランクづけのきちっとしたことじゃないと。町の入札の関連でやったということでしょう。違います。

**○町長（武廣勇平君）**

何がうわさをされているのか存じませんが、町の行政における競争入札制度、それとそのままそっくり同じ形で合同会社が民間事業パートナー、共同事業パートナーを対象に入札機会をつくり行っているということを申し上げております。

先ほどお尋ねは、町の建設工事の、建設工事と言いましても様々であります、恐らく建設課長が答弁したのは建築なのかな。建築におけるランクづけの話をされたと思いますが、今回、解体工事でございます、町も解体工事のランク別のものを持ちませんから、通常、県に沿って行っていくという流れになります。そういう意味で、県の資格等を参照しながら発注をかけていると、指名競争入札で行っているという旨を御理解いただきたいと思います。

何か問題点があれば、それを言っていただければきちっと説明ができると思いますので、挙証責任は議員のほうにありますので、よろしくをお願いします。

#### ○7番（吉富 隆君）

なかなか私も行政の経験がございませんので、そこら辺については理解をしていなかったというのが1点ございます。

しかしながら、建設会社で解体できるんですよ、建設で。そうでしょう。とび・土工さえ入っていれば解体できますので、とび・土工。建設会社でできますよ。（105ページで訂正）

ちょっと建設課長にお尋ねするんだけど、建設会社の登録を持った業者さん、その中身を見て、とび・土工、これを入れている業者は全部解体できますから。（105ページで訂正）そうでしょう。それができるとあれば、何も県にうちの町が解体についてはないんでという話なのでね。それは違うだろうと思います。だから、この726,000千円の業者さんは、どこまでの金額ができる業者さんですかとお尋ねしよる。いや、これね、ちょっと町民からいろいろ聞かれて、私もちんぷんかんぷんなところのあった、確かに。確かにありますけれども、それは議会でちゃんとお尋ねをしますという約束をしているので、やっぱりきちっとした答弁をいただきたいというふうに思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

ごめんなさい。何がちょっと問題点なのか分かりませんが、とび・土工の資格をもって解体資格というふうにみなして発注すべきだったということをおっしゃっているのでしょうか。（「いやいや」と呼ぶ者あり）ちょっと我々は確認しているのは、解体業の資格をお持ちのところ、合同会社に指名願業者として、すなわち共同事業パートナーとしてのエントリー以上の参加資格をお持ちのところに発注されているというふうに聞き及んでございます。

これは早くから申し上げておまして、共同事業パートナーとは何ぞやというお尋ねもありましたけれども、行政で言う指名願ですというふうに答えてまいりました。今後とも事業意欲のある方についてのエントリーは応募をしている状況でございますので、引き続き御案内を各事業者さんたちにお伝えしていきたいと考えてございます。

#### ○建設課長（高島真幸君）

先ほど、すみません。私のほうが町の規則のほうですね、もう少し詳しく言えばよかったです、町の規則のほう、第1条第4項のほうで、A級以上の等級格付業者については全

てA級格付とするとなっています。

もう一つ、今議論になっています解体工事についての等級でございますが、県の等級表において、解体工事の区分につきまして等級というのは存在しませんので、そういうところで議論が混雑しているのかと思っておりますので、合同会社のほうは、多分県の等級表の解体と区分のほうで業者の指名のほうがあっているんじゃないかと想像しているところです。

以上でございます。

#### ○7番（吉富 隆君）

ただいま建設課長が言われるとおりで僕は認識していました、これは。だから、先ほど町長が御答弁いただいたんだけど、建設会社の中でとび・土工の仕事ができますよという会社は、解体はできますよという説明でいいんです、できますから。そのようになっています。（105ページで訂正）

だからね、町長ね、それをどうのこうの僕は言っているわけじゃなくて、そういったものにきちっと当てはまってやっていただきたいと思っていました。しかし、なかなか難しい問題があるのも承知しています、これもね。

でも、やっぱり町民の声も議会で反映しなくちゃならないというのは我々の基本的な考えでございますので、きちっとした形で対比をしなくちゃならないという義務があるんでお尋ねをしているんですよ。その辺については御理解をいただきたいと思っております。あまりにも金額が大き過ぎるので、やっぱり疑問を持たれた、私も持ちましたけどですね。

だから、やっぱり入札をするというのは、きちっとした形があるわけですから、それにのっとってやると。解体業者さんには真っすぐという話もあったんだけど、解体業者はランクづけはないと今、課長が言われるように、ほとんどないだろうと僕も思っていました。土木業者であろうと、建設業者であろうと、とび・土工というのはほとんどの方が入れています、商法的にね。そうすると、解体はできますよということなんですよ。（105ページで訂正）金額の差はいろいろあるでしょう、それは。そういったことを御理解をいただければいいなと思っております。やっぱり今後、行政としても大きな渦に巻き込まれることがあってはならないので、誰かが質問しておく必要があるだろうと思えます。

合同会社任せということには、やっぱり予算の都合のときは議会の議決が要るので、そのときのことも勘案しながら僕は言っていますけれども、このことについてはぜひとも、解体も始まっているので、いろいろとやかく言う権限は議会にはないですもんね。町長は執行長ですから執行されます。当たり前のことですもんね。議決事項ですもんね。それは理解していますが、今後の対策として、本当にこういった金が町から今後も出ていく可能性があるのではないかというふうに考えます。そういったときに、本当に今のようなことがあってはならないし、やっぱりきちっとした形を議会にお示しをしていただければ何ら問題なからうと今後も思えます。やっぱり私も議員の一人として、町の財政というのは町長にお任せだけ

じゃできないと思います。議会は立場として質問は質問としてさしていただくことになろうかと思うので、中心地市街地活性化事業につきましては今からですもんね、始まったばかり。そこら辺についてはやっぱり議員の皆さんも御承知してあると思います。金が町から出ていく可能性が多くあるのではないかと疑問があるので、やっぱり初めにきちっとお尋ねしておきたいということでございます。

この件についてはいろいろな問題等々あったので、合同会社で指名競争入札をされたという報告をいただいております。できればどのくらいの金額で落札されたのか、どこが落札されたのかをまずお尋ねをしたい。

**○町長（武廣勇平君）**

暫時休憩をお願いします。とび・土工業者が解体の資格を持つという御質問であります、恐らくそれは難しいのではないかと。解体業の資格を持っていないといけないのではないかと、思いますけれども、確かめて審議を円滑にしていくためにも必要な時間が必要ですので、休憩をお願いしたいと思います。（「議長、異議あり。ここでいいですか」と呼ぶ者あり）

**○議長（中山五雄君）**

はい、どうぞ。

**○7番（吉富 隆君）**

それは建設課長が一番知っているはずなんですよ。知っている、これは。何も休憩して、それを調べる必要はないじゃないですか。ほとんどの土木者さん、建築業者さんというのはとび・土工というのは入れてあります。できますから、とび・土工で。（105ページで訂正）（「私はそうじゃないと思っているんですね。解体業の資格をお持ちでないと資格が出ないんじゃないかなと思っていますので、それを確かめるための時間がちょうどいいということでございます。別に真実を確認するためのだけの休憩でございます。暫時休憩をお願いいたします」と呼ぶ者あり）

**○議長（中山五雄君）**

先ほどから執行部から確認のための暫時休憩をとということで要望がっておりますから、皆さんにお諮りします。暫時休憩……（「議長、ちょっと待ってくださいよ。暫時休憩ちゃ、時間の何時までということはありませんので、確認だったらですよ、これは10分か15分でできるのではないかと思います、いかがでしょうか。町長、やっぱり暫時休憩じゃないとでけんですか」と呼ぶ者あり）

**○町長（武廣勇平君）**

恐らくそんなに時間はかからないと思いますが、5分、10分とって時間が迫ると困りますので、暫時休憩をお願いしたいと思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中山五雄君）**

異議なしということでもいいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

そしたら、これで暫時休憩をしたいと思います。休憩。

午後 2 時 8 分 休憩

午後 2 時 30 分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

先ほど来、暫時休憩をしましたが、執行部のほうから答弁をお願いします。

○建設課長（高島真幸君）

確認の時間をいただきありがとうございます。

確認した内容について御報告いたします。

平成28年6月1日施行で建設業法等の改正がなされております。こちらにつきましては、解体工事業が申請されるなど、解体工事の許可が必要になっております。施行日以降、従来、とび・土工工事業で行っていた工作物解体工事を施工する場合は、解体工事業の許可が必要となっております。

また、経過措置として、施工日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいた建設業者は、平成31年5月31日までの間は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能となっております。

つきましては、現在におきましては、解体工事業の許可を持っている業者が工作物解体工事を施工するのが適切だと思われまます。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

今、建設課長が申し上げたとおりでございます。平成31年5月30日以降については、とび・土工工事業で工作物解体工事を施工する場合は解体工事業の許可が必要となることとございますので、議員の発言の会期内での訂正をぜひお願いを申し上げたいと思います。

○7番（吉富 隆君）

確認を行政のほうでしていただきました。令和元年5月31日以降につきましては、解体業の資格を持たないと解体はできませんよと条例変更ができていることにつきましては、私の勉強不足、不徳の致すところでございます。よって、この発言を修正をお願いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（中山五雄君）

今、7番吉富隆君から、自分が間違いだったということで発言の取消しをということ言われましたが、これは正式にしなくちゃいけないものですから、ここで暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしということで、暫時休憩をいたします。休憩。

午後 2 時 33 分 休憩

午後 2 時 55 分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま吉富隆議員から、本日の一般質問の発言の一部の訂正と会議録の訂正をしたいという申出がありました。発言の申出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。

吉富隆議員、登壇をしてください。

○7 番（吉富 隆君）

本日の一般質問において、とび・土工の資格があれば解体業はできると発言をいたしました。これは私の勉強不足で、間違いであることを確認をいたしました。正しくは、令和 5 年以降にはとび・土工の資格では解体業はできませんでした。この間の発言の修正と議会の……

○議長（中山五雄君）

吉富議員、令和 5 年やなくて、元年です。令和元年。

○7 番（吉富 隆君）

ただいまも間違っって発言をいたしました。正しくは、令和元年 5 月以降につきましては、とび・土工の資格では解体業はできませんと確認をさせていただきました。この発言の訂正と会議録の訂正につきましてお願いをいたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま吉富隆議員から、発言の訂正と会議録の訂正を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。吉富議員からの発言の訂正と会議録の訂正は許可することに決定いたしました。

次に進みます。

吉富議員より質問要旨の1番ですか、引き続き質問があればどうぞ。

**○7番（吉富 隆君）**

ただいま本当に行政の方々にも御迷惑をかけたことを深くおわびを申し上げたいと思います。

中心市街地活性化事業についてでございますが、解体工事費等負担金726,000千円の件についてでございますが、これは委託ということで議会も議決をしている関係上、もうちょっと中身についてお尋ねを1点だけさしていただきたいというふうに思っております。2点です。

というのが、1点目が、どこの会社で、どの金額で落札されたのが1点と。

それと、発注元が合同会社、要するに、施主側になりますが、受注も合同会社の人を受注をされているようでございますので、その点について何ら問題がなければいいなと思っておりますが、その件についてお尋ねはさしていただきたい。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

まず、1点目でございます。方式につきましては指名競争入札でございまして、落札者につきましては、牟田・中山特定建設共同企業体の代表企業であります牟田建設株式会社が610,000千円で落札しております。消費税込み価格に直しますと671,000千円ということになる旨、伺っております。

それともう1点のほうでございますけれども、合同会社における自己契約とか、あるいは利益相反という形での御指摘なのかなというふうにちょっと認識をしているところでございます。合同会社は持ち分会社でございますので、持ち分会社におきまして、業務執行社員と契約を行う場合は、会社法の規定にございます、利益相反という規定がございます。ですので、これは通常株式会社などにおきましては、取締役と会社の間取引について問題となりますけれども、合同会社の場合におきましては、業務執行社員と会社の間で問題になるという形で理解しているところでございます。

これにつきましては、利益相反行為につきましては、合同会社では原則といたしまして、当該社員を除いた過半数の社員の同意を得る必要がございます。今回は合同会社のほうにおきまして、事業者の選定後、社員総会を開催をいたしまして、当該契約に係る同意という形を得ておりますので、適法に処理がなされている旨、報告を受けております。

以上です。

**○7番（吉富 隆君）**

ただいま河上室長さんからきちっとした形で御説明をいただきました。落札業者は牟田建設さん・中山建設さん、JVということで落札をされた。金額につきましては610,000千円プラス消費税ということで理解をいたしたところでございます。

また、2点目の質問につきましても、株式会社とは違って、合同会社は、これは法的には



問題ないよということで御理解をしたところでございます。

大変いろいろな件で申し訳ございませんでしたことを深くおわびしながら、次に進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進んでいいですか。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問要旨の2番、解体工事費等貸付金676,000千円について、執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

吉富議員の質問事項1、上峰町中心市街地活性化事業費について、要旨の2に関して答弁をいたします。

8月の臨時議会におきまして、676,000千円の貸付金に関する議決をちょうだいしたところですが、貸付金の性格といたしましては、町への返済を前提としていることもあり、実行後は債権管理を行っていききたいというふうに考えております。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

**○7番（吉富 隆君）**

では、ただいま河上室長から説明をいただきました。8月の定例議会において貸付けはいいですよと、議決事項なんですね。議決事項でありますので、これをやめろとかどうのこうのという発言はできないと思っております。

そういった中で、じゃ、金の貸し借りについては書類的なもんはどうなっていますかと9月定例会で質問をしております。具体的に今度は質問させていただきますが、本当にこれは何というのですかね、この676,000千円については、解体工事等貸付金につきましては、中身については行政のほうから説明をいただいております。このことについてはくい抜きの工事だというふうにお伺いしております。本数につきましても540本強あるということまでは御理解をしているところでございます。

じゃ、内容についてどのような契約書が交わされているのか。当然、常識的には担保物件とか、期限とか、保証人とかいうのが普通はございます。その辺の資料の作成はどのようになっておるか、お尋ねをします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

契約書の案につきましては、当方のほうで作成をある程度しているところでございます。それにつきましては、また合同会社のほうの業務執行社員会のほうでも機関決定が必要になってまいりますので、そちらのほうに一旦投げかけをして、そこから合意を得てという形で契約に実行していくという形になります。

以上です。

**○7番（吉富 隆君）**

この案件については9月の定例会でもお願いをしたところでございますが、もう3か月たっているんですね、9月から。やっぱり貸付金というのは、町長は執行権があるので、これは執行もされるでしょう。時期的なもんはやっぱり町長がお考えになることだろうというふうに解釈いたします。

しかし、今からというふうなことではちょっと答弁にはほど遠いんじゃないかと思います。貸す側ですからね。町が貸付けをするわけでしょう、合同会社に。じゃ、やっぱりそこに常識的に期限とか、担保物件とか、保証人というのは普通はあるんじゃないですかと。そういったことについてはどのようになっていますかというお尋ねをしているわけですから、それについてはお答えをいただきたいというふうに思います。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

期間につきましては5年間を考えております。

あと、担保につきましては、直接の人的担保、物的担保という形では想定をしてございません。ただ、後に例えば施設建設後などに町が施設の賃貸借契約を行うとかいう使用料発生がする場合などが想定されますが、仮にそういった場合には、そういった債権、債務の相殺というのが可能になるんじゃないかということは検討しているところでございます。

以上です。

**○7番（吉富 隆君）**

いやいや、回収は5年間でというのは9月でもお示しをいただいております。今日も5年間ということで条件はついているようでございます。

しかしながら、担保はないということなんですね。いや、本当にそれでいいのかなという感じを僕は思うので、それはきちっとやっていただきたいよ、書類はね。相手は信頼のある合同会社であるとは認識をしていますよ。やっぱり書類的なもんは、行政が貸すので、きちっとするべきであると思います。まだまだ町長が執行しているかどうか分かりませんが、どうでしょうね、上屋が解体がないとくい抜きというのはできませんので、若干的時間は半年以上はあるかなというふうには考えますが、その間できちっとした形を取るということで理解してよろしいですかね。その辺について御答弁をお願いします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

いろいろ調整をしていきたいというふうには考えておりますので、しかるべき時期にちゃんとしっかり実行できるような形を取ろうというふうに考えております。

予算もちゃんと執行期限がありますので、ちゃんとそのうちには実行できるような形を取りたいというふうに思っております。

以上です。

**○7番（吉富 隆君）**

何で私がこういう質問をするかということ、676,000千円貸し付けると、金額はちょっと大

きいでもんね。だから、やっぱりきちっとした書類が必要ですよというお尋ねをしていますね。

ところが、まだ担保もないとか、5年間だけは決まっているというふうなことでございますので、3月の議会までのうちにそういった書類等々については進めていただきたいと強くお願いをしておきたいと。書類の件ですね、それを強くお願いして、この質問を終わらせていただきます。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

質問事項の2番、町道八枚・碓線拡幅工事について、質問要旨の1番、進捗状況について、執行部の答弁を求めます。

**○建設課長（高島真幸君）**

私のほうからは、吉富議員の質問事項2、質問要旨1について答弁させていただきます。

今年6月の議会答弁と一部重複する部分があることをまずもって御了承ください。

町道八枚・碓線の道路改良事業につきましては、国庫補助事業の社会資本整備総合交付金事業により、平成29年度に路線測量業務、平成30年度に詳細設計等業務、令和元年度に用地測量業務、昨年度に道路用地の購入を行っています。

また、6月の議会以後、町長より令和4年度に着工できるよう指示もあっており、道路拡幅だけではなく、かさ上げも盛り込んだ設計変更を行ったところです。

しかしながら、今年8月の豪雨の状況を鑑みると、さらにかさ上げの見直しが必要となっており、現在、区長をはじめ、地元との協議へ向けた準備を進めているところでございます。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

**○7番（吉富 隆君）**

町道八枚・碓線の拡幅工事について進捗をお尋ねしたところ、補助事業の問題が一つネックになっているようでございますと。同時に、設計変更はかさ上げの問題が出てきているので、若干時間がかかるというふうなことでございます。その件については理解をするものの、工事着工は大体予定としていつ頃になるんですか。いつ頃になるか、お尋ねをします。

**○建設課長（高島真幸君）**

現在、地元へ向けた設計変更の調整を行っているところでございます。着工につきましては、令和4年度、来年度に向けて進めているところでございます。

以上でございます。

**○7番（吉富 隆君）**

先に進んでいただいてありがとうございます。令和4年度には着工の見通しであるということで御理解をいたしました。大変いろいろな問題等々あるにしても、大変なお金がかかることなので、慎重に進めていただければと思っております。と同時に、地元の方との協議も

重ねていくべきであろうというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

この件についてはありがとうございます。終わります。先に進んでください。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

質問事項の3番、風水害対策について、質問要旨の1番、今後、町としての対策について、執行部の答弁を求めます。

**○危機管理対策監（弥永正一君）**

皆さんこんにちは。私のほうからは、吉富議員の質問事項3、質問要旨1についてお答えをいたします。

町では、本年8月の豪雨を踏まえまして、関係各課が相互に点検をしつつ、所管するハード、ソフト対策について、できるところから推進するよう取り組んでいるところであります。

ハード対策としましては、流域治水推進事業補助金を活用した道路冠水対策や農村地域減災事業の採択を受けた外記のため池整備、土砂が堆積した河川のしゅんせつ等があります。ソフト対策としましては、消防団の活動に必要な備品整備も含めた連携強化や可搬型排水ポンプによる非常時の緊急排水、コロナ感染症対策も含めた避難所環境の整備等があると考えております。

また、県の内水プロジェクト対策に歩調を合わせまして、クリークの前放流や、田んぼダム事業についても土地改良区等農業関係団体と調整を図りながら取り組んでいく必要があるものと考えております。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

**○7番（吉富 隆君）**

風水害対策については大きな問題として捉えるべきであろうというふうに僕は考えております。冒頭申したとおり、町長もびしょぬれになって、あの8月の大水では一日中かかってやっているんですよ。これは早い対策を練らねばいかんだろうというふうに町長はお考えだろうと思って、こういう質問をしているところなんですけど、いろいろソフト面だのハード面ということは僕も分かりますよ。

それよりも、同僚議員からも同じ質問が出ていたようでございますが、自然放流等、筑後川に排水機の問題等々があるので、そこら辺については町として周知徹底をしていただければいいと思うんですよ。それは危機管理室長さんについては、その辺のもんが軸になっていくであろうというふうに思います。ただただ、上峰町でいえば大字江迎、大字前牟田地区が対象になるのかなと思いますが、大変難しい問題なんですよ。潮との問題、満ち潮のときの問題、それから、あそこの筑後川に大きな水門ができました。それによって水の大潮のときは40センチから50センチ上がっています。被害が大きくなる。それに今の気象条件が大きく

変わっているのです、やっぱりそこら辺を考慮した対策を町としてやっていただければなと思っております。根っこはやっぱり筑後川に排水機の問題ですよ。これは鳥栖も2基あって、この関連もあまりに機械が古いのでね、故障して。それよりも、同僚議員から言われるようなことで、陳情をやっぱり町長あたりがしていただいておりますので、ぜひともそこら辺に力を町長さん入れていただきたいと。地域でですね、碓八枚線の問題等々含めてみますと、今人災があっていないんですよ、上峰町では。だから、人災があつてからは遅いので、積極的に町長さんはじめ、やっぱり何というのですか、県にも陳情されている、国のほうにも陳情をしていただくように強く要望をさせていただきたいと思っておりますので、この町としての対策については強く要望して、終わります。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

質問要旨の2番、令和3年8月の大雨による被害状況について、執行部の答弁を求めます。

**○危機管理対策監（弥永正一君）**

私のほうからは、吉富議員の質問事項3、質問要旨2の御質問に対しお答えをいたします。

前回、9月の定例議会におきまして、町で把握しています被害状況について答弁をいたしました。人的被害や住家被害及び道路、河川等の被害状況につきましては大きく変化はございません。

具体的には、人的被害はなし。住家被害として、床下浸水が11棟、山林や水路等の崩壊箇所が全部で15か所であります。

農作物に関しましては、減収額の詳細な把握は難しいものの、冠水による大豆被害のほか、アスパラガスやイチゴのビニールハウスの浸水による影響について、農業者救済の観点から引き続き注視し、県補助事業を活用した営農再開を図っているところです。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

**○7番（吉富 隆君）**

ただいま管理監から御説明をいただきましたが、当然私は産業課長が御答弁いただくものと思っておりました、被害状況は。一部は河川ののり落ち等々もございしますが、農業の問題が一番大きく被害があっているというふうに思っております。

冒頭申したとおり、大豆はゼロのところもあります。しかし、ある程度生き上がったところの収穫もあります。その辺は、これは早くやれば産業課でできる案件なんですよ。私はこれに補助金を出さないということは質問をしていませんので、状況がどうあるべきかと、今後この対策はどうしたら解消できるのかというのが目的でございますので、産業課長、その辺はどうでしょう。例えば、大豆が全滅した畝数、生き上がって収穫をした大豆、それと、イチゴとかアスパラとか、そういう被害もあっているようでございますので、その被害状況はどうなっているのか、お尋ねをします。

### ○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところでございますが、町のほうとしましては、大豆が全滅しました圃場がありますとか、イチゴ、アスパラガスの被害状況につきましては連絡があつてるところでございます。こういった農業被害につきまして、被害額の算出といいますのは極力難しいところの観点でございますので、そういったところも含めまして、これからの営農再開をやっていきますようなところの県事業を取り入れまして、ところで復興を図るように考えておるところでございます。

以上でございます。

### ○7番（吉富 隆君）

日高課長さんね、私の質問にきちっとお答えをしてくださいよ。県のどうのこうのとか僕は言っていないよ。被害状況はどうあつたのと。例えば、さっき申したように、大豆が全然0になった畝数がどのくらいあるのと、生き上がった大豆を刈り取りしたとがどのくらいあるのと、それはできるでしょう。ほとんどは大字江迎、大字前牟田地区が被害があつてます。アスパラやイチゴ等々につきましても被害があつているという状況でございますので、それはやっぱり産業課として動かなきゃ、やってもらわなきゃ。今年8月のことですよ。だから、順序よく僕は質問をしておるんですが、町として今後きちっとした形で陳情を重ねて、大水の払わんごとすって町長さん言いよんさっけん、それでいいじゃないですか。

ただ、2番目のことについて、被害状況についてですから、同僚議員も厳しい意見を言われよりましたけれども、いや、そのくらいのことは産業課長できるでしょう。あなたんところにきちっとしたデータがあるはずなんですよ。私がどこの田んぼに、何番地に何を作っているということはちっと把握されていますよね。しかも、区画整理したところはきちっと出ているはずですよ。そうでしょう。少しの面積もごまかすことはできないようになっていますよ。担当課でしょう。所管は産業商工課ですよ、これは。だから、やっぱりこういう質問が出るというのは、議員さんから何人も重なって出るというのは想定内であつてほしい。

同僚議員も言われよりましたが、あと半年したら梅雨になりますよと。やっぱり危機感を持ってやらないと、町長からおしかりも受けるでしょう、やらなきゃ。担当課長はしっかりしてくれよ、本当に。立場立場があるでしょう。所管にお任せができていないはずなんですよ。質問で簡単じゃなかですか、私がしよることは。今年8月の大雨による被害状況をお尋ねしているんですから、できていないのは職務怠慢だよ。農家はそれを物すごく待っている。じゃ、今後どうしようか、稲作はどうしようか、大豆どうしようか。梅雨が早う来れば、今まいている麦だって被害出ますよ、来年もね。そういったことを農業団体がいつも視野に入れながらこつこつと麦の手入れをやっておられます。やっぱり第一産業は農業なんですよ、上峰も。そういったことを含めたところで、いま一度意気込みを課長さん見せてくださいよ。お願いします。

**○産業課長（日高泰明君）**

大豆被害面積につきまして、手元の資料ですが、ここで述べさせていただきます。

大豆のすき込みの圃場を約45ヘクタール、50ヘクタール弱というふうなところで把握しているところでございます。

今後につきましては、収入減少、共済の収入保険制度を活用しました補助を町のほうでも設立しているところでありまして、収入保険とタイアップしながら、この被災に備えるようなところでやっていきたいと思っているところでございます。

あと、総括質問のところ議員様おっしゃられましたこの収入保険制度でございますが、認定農家のみが対象ではございませんので、その、でもここで申し上げさせていただきます。

以上でございます。

**○7番（吉富 隆君）**

認定農業者だけの収入保険ではないということなんですが、一般の人もかたられるということですね。そがん理解してよかですか。

じゃ、同僚議員が質問したときに何で言わないの、それ。出ているじゃないですか。反対に120町歩という数字を出されました、同僚議員が。いや、120町じゃなかですよ。中身は違いますよという意見だったんですよね。だから、私も付け加えて、ここだけは用心して質問をしておりますが、収入保険、これはやっぱり町長間違いなかですか。

**○町長（武廣勇平君）**

大川議員が御質問されたときは被害総額の御質疑でございました。被害状況を、平米数どれぐらいの平米数の被害状況かの質疑ではなかったと記憶していますので、その旨、産業課長は答えられて、先ほど吉富議員の御質疑についても同様のニュアンスで聞き取っておったところでございます。

被害状況について、今確定数値ではない状況だと思いますけれども、おおよそ50ヘクタール弱ということですが、しっかりとした被害状況を把握しながら、何が難しいかという、これも繰り返しこの議場で申し上げておりますが、共済制度がありますね。これがどのように被害状況を把握し、その分を補償担保するかということに加えて、実際の農家所得の減収分というの把握する必要があります。これは非常に難しいということが、従前のコロナ、長雨、ウンカ被害のときにも経験いたしましたので、実質的に不可能だということ担当から私は説明を聞いております。

その上で、やはり収入保険制度については認定農家以外の方の加入も可能だし、佐賀県全体として、これはうちだけじゃありません。ほかの市町も同様に収入保険制度の拡充をしながら、約9割ぐらいの補償がされるということを知っておりますので、これは非常に農家所得の把握等も共済や農協と連携してやれる組織体をつくっておられますので、県内の各市町と同様の対応を恒常的にやって、恒常的というか、中期的に行っていけるような対応をして

いきたいという旨で回答いたしてございます。

○7番（吉富 隆君）

なかなか難しい問題、町長が言われるとが正しいだろうと僕は思います。補助率も90%という大きな補助なんですよね。90%というのはなかなか出てこないですもんね。こういったことはもう少し私も勉強させていただきます。

私はこの収入保険については認定農業者だけというふうなことで思っていましたけれども、本議会で町長がどうぞと言われるので、これにはやっぱり加入すべきですよね。ほかの保険は農業団体でかたっていますので、そういったことが、こうして質問することによってはつきり出てくるので、非常に町長にありがたいなと思っています。きちっとということでございますので。

そうですね、こういったことの災害がないのが一番なので、やっぱり町長、くれぐれも陳情等々をしていただいて御努力方をお願いすると同時に、今後の大雨対策については、所管の課長さんたちが頑張らないと、何でん町長ができるわけじゃなかでしょうが。時間が足りないでしょう。やっぱり所管担当は産業課だけじゃないと。どこの課長も一緒だと思います。質問すつとはいっぱいあつとですよ。

そういうことをくれぐれも強くお願いをし、私の質問を終わらせていただきます。答弁は要りません。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

5番田中静雄君。

○5番（田中静雄君）

皆さんこんにちは。早速ではございますが、質問をさせていただきたいと思います。

まず1番目に、中心市街地活性化事業について、要旨1として、これの現在の進捗状況はどうかということで、先ほどの全協議会の中でもお話がありましたけれども、再度確認のために質問をさせていただきます。

2番目に、その中心市街地の中の構想、全体的な構想は出来上がったのか、完成したのかどうか、お伺いをいたします。

3番目に、あそこを開発していこうと思ったら、相当な資金が必要だろうと私は思います。それに開発に伴う資金の調達は大丈夫かということで、お聞きしたいと思います。

町民からは、イオン跡地の開発というのは進めてもらわんといかん、私もそう思います。異論はございません。しかし、町民からは、開発はしてもらいたいけれども、それに関わる資金の調達について、できるだけ上峰町の財政に影響のないような方策で開発をしてもらいたいと、そういうことが私もちょくちょく町民の間から聞きます。そこで、この資金の調達は大丈夫かということで、質問をさせていただきます。



次に、外記のため池の整備についてでございます。

これも午前中でしたかね、同僚の議員の中から質問がありました。ダブるところがかなりあると思いますけれども、その辺の答弁もよろしくお願ひしたいと思います。それで、整備方針は決まっているのか。ため池の整備方針はどうなっているのかということをお尋ねをいたします。

次に、3番目に、まちづくりについてでございます。

私は、9月の議会で、まちづくりの一環として、東京オリンピックのことを話しました。そこで、まちづくりの一環としてスケートボード練習場の設置の考えはどうかということで、問いかけをいたしました。この辺について行政のほうで検討されたのかどうか、検討されたらどういう結論に達したのか、その辺をお伺いをいたしたいと思います。

同じく、スケートボードのまちづくりについてであります。質問要旨の1と2はかなり重複しておりますけれども、水害対策としての調整池、これは今までイオンの跡地、立体駐車場の下が調整池ということになっていました。今度、これから解体が進むと思いますけれども、その調整池と低床のスケートボード場を併用した競技場の整備をしてはどうかということで、提案をしたいと思います。

要は、イオン跡地の中に調整池は造らなきゃいかんと私は思っていますので、その調整池だけであれば非常にもったいない話ですね。大雨のときだけしか活用できない、その調整池を水害対策としてスケートボードの練習場に併用して使ったらどうかということを提案して、以上のことについて行政のお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

#### ○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の1番、中心市街地活性化事業について、質問要旨の1番、現在の進捗状況はどうか、執行部の答弁を求めます。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

田中議員の質問事項1、中心市街地活性化事業について、要旨の1に関して答弁をいたします。

合同会社つばきまちづくりプロジェクトでは、予定されているプロジェクトごとに規模感であったり配置の検討を行うため、出店希望テナントなどのフォーマット把握を行っている旨、伺っています。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

#### ○5番（田中静雄君）

これからイオン建物が解体されようとしています。今、その準備に入っていると思います。それで、解体時期というのは、どれくらい期間でいえば見積もっておられるのか。もちろん、

解体だけでなく整地をしていかなければいけないと思いますけれども、その整地も含めてどれくらいの期間を予定されているのか、ちょっとお伺いをいたします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

既に解体工事のほうに着手をしているという状況は御承知のことかというふうに思っております。一応、手前どものほうで基本的な話といたしましては、来年度、上半期中には終了する旨と伺っております。（「来年の何月」と呼ぶ者あり）あ、上半期中に終了する旨、伺っております。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

あと、造成の話ですかね——これにつきましては、恐らく今後、合同会社内でもいろいろ協議がなされることになるんだろうとは思いますが、配置計画などがちょっとできないと、そのあたりに関しての議論が深まっていかないだろうというふうに思っておりますので、まずはそちらのほうを並行していく話なのかなというふうに思っております。

以上です。

**○5番（田中静雄君）**

解体のほうで、私のほうからどうのこうのと注文つけるわけにはいきませんので、これくらいにしておきますけれども、9月の議会でしたかね、同僚の質問で、創生室長のほうから発言がありました。その中で、解体終わって、もちろん整地も終わってからだと思えますけれども、定住促進住宅につきましては、コンソーシアム等のけいじょうに必要ななってまいります。第1弾の事業として今後発出される予定ということで、答弁をされました。予定ということなんで、これはこれからまだ3か月近くたっていますけれども、まだ決定はされていないんですか。その辺をお伺いをいたします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

定住促進住宅につきましては、盛り込んでいくということの方向性で今進んでいるところでございます。それで、定住促進住宅につきましては、いろいろ実施方法とかですね、そういったものも検討を加えているような状況でございまして、活用を検討しております補助金の性格というのもございまして、そういったもので他方式の導入に関しても検討を加えているという状況で推移しているというふうに御理解いただければというふうに思っております。

以上です。

**○5番（田中静雄君）**

よく分かりました。現在の進捗状況についてはこれくらいの質問でとどめたいと思います。だから、これから解体ということになりますとですね、解体時の騒音、振動、それから発じん、それからあのイオンの跡地らの、あの辺の周辺の団地内とまではいかないけれども、相当な数のダンプが行き交うことだろうと思います。だから、そこでもやっぱり発じんというのが発生するんですね。だから、私からのお願いですけれども、もちろん行政のほうでも同じ考えを持っていると思いますけれども、そういう解体時の騒音、それから振動、発じん、

こうすることで周辺住民に迷惑がかからないように、細心の注意を払って、しかも安全第一で、公害ゼロで進めてもらいたいと思います。私からのお願いでございます。

これで、この項目については終わります。次に進んでください。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

質問要旨の2番、全体的な構想は完成したのか、執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

田中議員の質問事項1、中心市街地活性化事業について、要旨の2に関して答弁をいたします。

さきの答弁と若干重複するところはございますが、合同会社つばきまちづくりプロジェクトでは、予定されているプロジェクトごとの規模感や配置の検討を行うため、出店希望テナント等のフォーマット把握を行っている旨、伺っております。

また、解体作業に着手しておりますが、把握したフォーマットなどを積み上げまして、並行して配置計画の作成に着手していく予定としています。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

**○5番（田中静雄君）**

町民はですね、イオンの跡地に何ができるだろうかと、最終的な構想が知りたいと、楽しみに待っているという反応でございます。そういう方が多分が多いんじゃないかと、私もそうです。多分が多いんじゃないかと思えます。だから、各プロジェクトごとに今、計画というかね、言い方は違いますけれども、その仕上げの状態に入っているのかなと思えますけれども、それが上峰町民に公にできる時期というのは、どれくらいかかりますかね。よかったら教えてください。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

合同会社内の事項ですので、私がこの場で言明できる立場にはございませんけれども、仕上がれば提示はなされるものというふうに思っております。

じゃ、どういうことかといましようと、例えば、建物をこう建築する上においても、そこにどんなテナントさんが何平方メートル必要かとかですね、そこにどんな機能を詰め込むかとか、そこにはどんな附帯設備をしつらえて準備しておけばいいのかとか、集約して積み上げる必要があります。また、テナントの企業さんによっては、例えばどの向きに看板が見えないといけないとか、道路に近いほうがよいとか、1階だったら入るけど2階は入らないとか、西日が当たるところは駄目だとか、駐車場から何メートル以内に店舗の入り口がないといけないとか、店舗の縦横比が決まっているから合わせてほしいとか、いろいろなフォーマットがございます。ですので、こういったところを調整した上で配置計画というものが定まっていきます。計画者だけの思いでつくってしまうと、せっかく出店意欲があるテナント

も入れなくなるし、入りにくくなります。計画者だけの思いでぱっとつくってしまえば、すぐできそうに思えるんでしょうけれども、来場する方の動線であったり、全体的な見え方、こういったものを調整する必要もあり、そういったお時間を頂戴しているというふうに御認識いただければというふうに思っております。よりよいものを、そして利便性がよく、人が集うように計画していくことが大事かというふうに考えているんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

**○5番（田中静雄君）**

全体的な構想というのは、明確な——明確というよりも、答弁がありませんでした。私は、そういう全体的構想、そういうのを含めてですね、解体時期と合わせて進めていかなきゃ、もうちょっとスピーディーにやってもらいたいです。はい、これはこういう工程でやりました、はい終わった、はい次に何をしましょうかと、そういうことやなくて、ダブって、やることはダブってスピーディーに物事を解決してもらいたいと私は思います。ちょっと取組がですね、私にしたらちょっとあんまりゆっくり過ぎるんじゃないかなと。今からその道路に近いほうがいい、どうのこうのとプロジェクト、そのことを言われてもね、そういう答弁というのはね、今までの議会の中でもそういう説明はありました。だから、もうちょっとスピーディーに結論を出してもらいたいと思います。そうしないと、遅れ遅れになっていきますよ。よろしくお願いします。その意気込みをお願いします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

解体作業と並行して進んでいく旨を先ほど申し伝えたかというふうに思っております。ですので、決して何か一つ一つ待っているわけではございませんで、できるところは並走してでも進めていきたいというのが合同会社の考え方というふうに私ども理解しているところでございます。ですので、できるところは早めにこう詰めて、なるべくこう出せるところは早めに出していけるような形で合同会社側のほうにもその部分は伝えていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○5番（田中静雄君）**

はい、分かりました。私の思いというのは、もうちょっと早くやってもらいたいという思いで質問させていただきました。

そしたら、各プロジェクトごとではなくてですね、全体的な構想の中に調整池というのは入っているんですか、どうですか。お伺いをいたします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

恐らく合同会社側での計画にはなるとは思いますけれども、恐らく既存で調整池が入っておりますので、そこは踏襲していく形になるんじゃないかなというふうに推測しております。

以上です。

**○5番（田中静雄君）**

調整池というのもその全体的の中に、構想の中に入っているということで安心をしました。その調整池の大きさ、この辺はこれから検討されることだろうと思います。特に、外記のため池、これの下流の水害をなくすために調整池は絶対必要です。これの構想が出来上がった時点には、その下流の下津毛、上坊所、下坊所、そういう地区の方々にこういう構想でいきたいということは、ぜひとも説明をしてもらいたいと思います。

今、外記のため池、これは上流地域には商業施設、住宅地などから大雨時には大量にため池に流れ込んできます。もうたまったもんじゃないですね、よう考えたら。だから、その辺も構想ができたなら住民の方々に説明をしてもらうように、よろしく願いをいたします。私からの要望です。

次に進んでください。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

質問要旨の3番、開発に伴う資金の調達は大丈夫か、執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

田中議員の質問事項1、中心市街地活性化事業について、要旨の3に関して答弁をいたします。

資金調達状況などの合同会社内部のことにつきましては答弁を控えますけれども、事業計画であったり損益計算書、これらのものを作って、それに基づき金融機関などから資金調達を計画する旨、検討されております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

**○5番（田中静雄君）**

以前から、資金の調達についてはプロジェクトファイナンスで融資を受けてやっていくということが言われておりました。現在も、先ほどの答弁からいいますと、銀行からのどうのこうのというお話がございましたけれども、あくまでも資金調達は融資を受けてやっていきたいと、そういうお話だったと思います。

それで、まだ資金調達、融資を受けようとする発信はもうされておるんですかね。まだちょっとできていないんじゃないかなと私は思いますけれども、全体的な構想で、どれくらいお金がかかるのかまだ分からん状態だと思いますけれども、要はプロジェクトファイナンスでやっていくということになると、融資して、銀行やったら銀行、来る人から見るとですね、その融資の条件としてどういうことを考えておられるのか。もちろん、私が聞きたいのは、金利はどれくらいなのか、それから担保はどう考えておられるのか。もちろん担保はイオン跡地の土地、建物が現物主義で、プロジェクトファイナンスですから、現物

の担保になるんだろうと思いますけれども、特に金利、これが高くするとですね、金利を高くすると、もちろん融資する人は高いほうがいいですね。だけど、合同会社にしたら、そんなに高くしたら金利払わないかんから、ちょっとざっといかなんということになりますので、その金利のこと、それから、要は融資してもらう条件というのは考えておられますか、お伺いをいたします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

金融機関に限らずですね、金融機関等が融資判断、投資判断していくには、事業の収益性と計画性が重要な要素だというふうに思います。当然、彼らが納得する内容じゃないと、その判断は下りないというふうに考えております。そういった計画や収支計画を作成していくということが、一つ肝になるというふうに思っております。

現状、どうかというところなんだろうと思いますけれども、本格的な折衝というのは、議員おっしゃられるとおり、配置計画などがある程度できて、事業計画等、損益計算書を作成してからが本格協議というふうに思っております。現段階においては、結構興味を示されている金融機関などもございます。それで、その金融機関などと良好な関係を保ちつつ、定期的にお伺いをしたりとかですね、あるいは逆に先方さんのほうから問合せが来たりとかいうふうなことは間々ございますので、そういった形で、一応関係性を保っているような状況ではございます。

また、解体も今、始まってきておりますので、事業の取組自体が可視化されてきています。ですので、金融機関などの方々も具体的な協議に応じる姿勢というのは示してくれているというように感じているところでございます。

以上です。

**○5番（田中静雄君）**

融資については、そういうお話も幾らかあるようなお話でございました。だから、融資のことについてもできるだけ早くですね、全体的な構想をつくり上げて、そして融資をしてもらう、その条件もこういうことをお願いしますよということで、早く表に出さないとですね、だんだんだんだん遅れていくんです。だから、その辺もしっかりやってもらいたいと思います。

この項については、これで質問を終わります。次に進んでください。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

質問事項の2番、外記のため池の整備について、質問要旨、整備方針はどうなっているのか、執行部の答弁を求めます。

**○産業課長（日高泰明君）**

田中議員御質問の質問事項2、要旨1につきまして答弁させていただきます。

外記のため池の整備につきましては、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の施行により、農業用ため池を豪雨時の災害に対応する防災機能強化のための整備に手厚い財政支援措置などが実施されたことにより、下流域での水害対策のための整備を県営事業により進めていくことを計画するものです。

計画につきましては、外記ため池は地区所有の農業用ため池でありますので、営農に支障を来さず、防災、災害対策としての活用に御理解と御協力をいただけるものでなければならぬと考えております。

これからの現地踏査、測量などにより、実質的な計画を策定していきますが、県営事業で取り組む整備方針といたしましては、ため池の洪水調整機能の強化対策する内容で、しゅんせつによる貯水調整機能の増加と、さらなる低水管理の実現、緊急放流ゲート設置による事前排水の対応などを検討しております。

このような整備方針により計画し、関係地区の方々の同意により県営事業で施工できますので、県営事業を活用しての整備を要望したいと考えております。

以上でございます。

#### ○5番（田中静雄君）

具体的には、整備についてはこれから検討していくと、そのような結論だろうと思います。お伺いをいたします。

私は、この件について9月の議会で質問しようかなと思いました。外記のため池の整備について。9月には、同僚議員の方からも質問されています。今回も質問をされております。今日の同僚の意見のところの説明では、下津毛、下坊所には説明は終わっていると。上坊所については、多分12月15日やったですかね、そのときに説明しようということで、そういうことだったと思います。そして、今年度末までには方向性を決めて、また説明をするというお話だったと思います。

この件に対しては、昨年の8月2日に下津毛地区に説明会がありました。そのときの最終的な結論としては、多分——多分といいますかね、話によると、1年後には何らかの方針を決めて、それでまた説明に上がりますと、そういう約束だったと私は思います。それが、昨年の8月2日に説明をして、その検討結果が今年の、1年後にと言うて8月2日ですよ、それはまだやられていない。いまだにやられていない。それで、今年度末に説明をする予定ということですがけれども、この説明をする、検討するに当たっては、何の私は障害もなかったらうと思いますけれども、何でこんなに遅れるんですかね。その辺をお伺いをいたします。

#### ○町長（武廣勇平君）

ちょっと、それは私が携わっておりましたので、事の経緯を御説明申し上げます。

下津毛地区との説明会は、低水管理の協力をお願いする目的でお願い、集まっていた。その文脈の中で、今後、ため池の機能強化が必要だという認識をお伝えし、皆さん総論

賛成をいただきました。しかしながら、ため池については、新法ができた後、流域治水という概念、本省の全ての省庁に、関係する全ての省庁、横断的な取組とプロジェクトが始まり、どの事業を活用すれば一番町費を持ち出さなくて済むかみたいな協議がなされ、かつ県営事業で行うことを要望を繰り返しておりましたので、この間、流域治水の状況、施策のメニューも総覧しながら、我々としましてはこのように今、御提案申し上げております防災重点農業用ため池に係る防災工事に関する特別措置法の施行の下、県営事業で行うということが確定しました。

昨年、調査費用を繰り越しておりました、今年、調査をこの間、産業課を中心に行っていたところでございます。その産業課の調査が上がったのが、まだ……（発言する者あり）10月ぐらいだったと思います。10月ぐらいに上がって、その足で今から今度は上坊所のほうに説明に上がっていくと。我々としては、一刻も早く対応を見ているところでありますが、国の施策の方針がいろいろと新たな事業メニューが出たことと、町費の持ち出しをどれだけ少なくするかということを総合的に勘案して、時間がかかっているということでございます。

御指摘はもちろんのことでございますので、今後とも事業のスピーディーな進捗に努めていきたいと、まずは上坊所での説明会に臨んでいきたいと考えております。

#### ○5番（田中静雄君）

外記のため池の整備についての請願書は出ておりませんが、外記のため池の下流の水害といいますかね、道路冠水、床下浸水になろうかという、それから田畑を水没して荒らされる、そこで請願書が出ていると思います、洪水対策ですね。これは、外記のため池にも大いに関係のある事項、事柄なんですね。そういうことは、産業課長、頭の中に、認識に入っていますか。請願書が出ている、何とか早くせないかと。どうですか。お伺いをいたします。

#### ○産業課長（日高泰明君）

議員御指摘のところでございますけれども、請願書の内容について、私も改めて再認識をいたしましたところでございます。再認識をいたしましたところでございますし、また、スピーディーに事を運んでいきたいと強く思っているところでございます。よろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

以上でございます。

#### ○5番（田中静雄君）

外記のため池下流の水害については、請願書が出ています。いつ出たんかちょっと定かではありませんけれども、大方もう6年ぐらいはたっているんじゃないかと思います。何の進行、どのような検討をされているのか、進行の状況が全く説明がされておられません。よろしくお願ひしますということやったんで、こっちから言いたいですね。よろしくやってくださ



いよ。頼みます。だから、急いでもらいたいと思います。

それから、何事においても、一つの物事を解決していく、例えば今の外記のため池のこと、これは各地区の懇談会も開かれているようで、どこが、上坊所が残っていますかね——ありますけれども、そして、今の外記のため池というのは、現状どういう状態なのかということは、まず対策をする前に、現状がどうなのかということを実況把握をするのがもう一番大事なんで、物事を解決するためには。だから、今の状態がどういう状態なのかということは既に御存じだということで、質問をさせていただきます。

私は、あの外記のため池の前を通るときですね、毎日やないですけども、通ったときには時々、まあ時々と言ったら、1週間に1回、10日に1回ぐらいはですね、外記のため池、今、排水していますけれども、あれがごみが詰まるんですね。ずっと取り除いとるんです、私は。主にその下流の地域の住民の方が、その個人の意思でごみを取り払っています。私も取るときには松葉ぼうきで取っています。

今は水害というか大雨が降ることはありませんから、大水がはらうことはありませんけれども、一週間前ぐらいもですかね、私はごみを取りに行きました。そして、行ったときにはですね、外記のため池はもう落ち葉だらけ。いっぱいです。それを取って、20分もすればまた詰まるんですね。大変なことです。だから、落ち葉だけだったら完全に詰まることはありません。その中に小枝が入り、ペットボトルが入ってくるから、あそこは詰まってしまうんです。

それで、あそこの栓がありますけれども、栓の入り口、直径はどれくらいあると思いますか。15センチ弱です。その中は、また塩ビのパイプが入っています。それが14センチぐらいです。それで、あの1つの栓、高さ、段々になっていますが、高さは何センチぐらいあると思いますか。ブロック1枚ですね、20センチです。その排水溝、これを1段下げるのにどれくらいかかると思いますか。把握していますか。もうちょっと、多分していないと思います。だから、何か対策を打つためには現状どうなのかということ、やっぱり把握しとかないかんですね。現状把握というのは大事なんです。

それで、1つの栓、20センチ水位下げるのにどれくらいかかると思いますか。それで、それはその時々によって、状況によって違います。雨の日もあるやろうし、前日、雨が降ったら上からも流れてくる、そのごみの状況にもよります。大方でいいですから、どれくらいかかると思いますか。お願いします。

#### ○産業課長（日高泰明君）

田中議員御質問のところでございますが、私も地区のほうで話を聞いたところによりますと、栓1つ下げるのに一昼夜ぐらいかかりますというふうなところでお聞きしたことがあると認識しております。

以上でございます。

### ○5番（田中静雄君）

はい、分かりました。よくそこまで御存じだということで。大体、一昼夜かかると思ってください。1つの段を下げるために、一昼夜かかるんですよ。それも常時ついでって、日中ですね、詰まったらのけて、また来たらのけて、それを何回か、どれくらい、何十回か知らんけど繰り返して、やっと1日かかる、丸一日。夜中にするわけにはいきませんからね。それくらいかかります。

それで、9月の議会でも、水害のことで多分質問したんと思いますけれども、今年はどうですかね、外記のため池の下流、これの農作物、下津毛地区は大豆です。減反で大豆です。上坊所地区は、全部じゃないと思いますけれども、稲作ですね、作っています。下坊所も、大体大豆が多かったようです。だから、9月の議会で日高課長が言われておりました、水害対策として、低水対策で3本の栓を抜いてやっているということでございましたけれども、今年8月11日から17日ですかね、お盆を前後して大雨でございました。しかし、下流の作付が、大豆がかなり多かったので、大豆はどちらかというと水を嫌います。そういう関係で、4本栓を抜いとったんです。4本抜いていました。それは地区の方が自主的に、今まで3本やったけど、そのときは4本抜いたんです。それでも、あの大雨が来たら一気に流れてくる。とてもやないけど、4本抜いとったって間に合わない。もうしょんなかですね。野越しから流れにゃいかん。それが下流の大水となって流れていくんです。だから、そういうことも考えながらですね、今の状態ではとても駄目。だから、あの堤というのは農業用水のため池、あくまでもため池なんですね。だから、あの堤に水位を調整する調整機能がついた農業用ため池にしてもらいたいというのが私の願いでございます。

だから、下流の住民の方々の御意見がまとめて3月いっぱいでもってまた報告するというのでしたから、どうかひとつ前へ前へ急いで進むように、請願書も出ていますので、その辺をしっかりとステップを踏んでやってもらいたいと思います。が、いかがですか。最後に答弁をお願いします。

### ○産業課長（日高泰明君）

田中議員おっしゃいますとおり、農業用ため池に調整機能を付加するようなところで事業を計画しております。何分にも農業用の地区のため池でございますので、地区の方々に御説明し、同意を得られた後の県営事業での施工となりますが、理解が求められるようなところで用務をスピーディーに図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

### ○5番（田中静雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、まちづくりについて、質問要旨の1番、まちづくりの一環としてスケートボード練習場設置の考えはあるのか、執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

田中議員の質問事項3、まちづくりについて、要旨の1に関して答弁をいたします。

さきの9月議会におきまして、類似の質問に対しまして、教育委員会からも中央公園の一部においてスケートボードを楽しむ場として認知している旨の答弁がなされたものというふうに思います。中央公園におけます利用状況や需給バランスを確認しつつ見守りたいというふうに考えております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

**○5番（田中静雄君）**

このまちづくりの一環としてのスケートボード練習場の設置の考えというのは、まだするとかしないとか、そういう結論には達していないということでございました。

あの9月の議会では、私が言ったのは、これからスケートボードはますます盛んになっていくだろうと予測をしておりました。それと、上峰町からオリンピックで金メダルを取ってもらうような子供を育てようやないかということで、発掘しようやないかということで提案をいたしました。どうか今後ともですね、このことについてはもう一回検討会を開いて、話し合ってもらいたいなど自分では思っています。

今、答弁がありましたから、これ以上の答弁は要りません。次に進んでください。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

質問要旨の2番、水害対策としての調整池と低床のスケートボード場を併用した競技場を整備してはどうか、執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

田中議員の質問事項3、まちづくりについて、要旨の2に関して答弁をいたします。

スケートボード場を整備するとか整備しないとかいうことはちょっと別にして、一般論として答弁いたしますので、御了解願います。

調整池と言われるものは、大雨ごとに流入する土砂などが堆積するおそれがあるため、大雨ごとに土砂などの堆積物撤去が生じるという可能性があることをあらかじめ予見しておく必要があるのではないかというふうに思います。通常、スケートボード競技は、土砂の上で行うことを想定しているものではないことや、近年の集中豪雨の状況を踏まえますと、調整池をスケートボード場として使用するのには、安全上、管理上、支障があるものと考えております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

**○5番（田中静雄君）**

このスケートボード練習場のことでございますが、佐賀県内のある自治体ということになります。今、佐賀新聞で、子供たちを対象に未来発見か未来塾か、そういうことが行われてお

ります。そこで、佐賀県のある自治体にも、子供たちがその地域で特産物としてお菓子を作ったり、まちおこしのためにそういうことも発信しているんですね、その地域の首長に対してね。その中に、スケートボード場をどうかということで発信をしてあるんです。その首長、どう言っているかといいますと、今年は特に水害がひどかった。この内水対策として、その低床のスケートボード場が水害対策として活用できないだろうか、どうかということで、非常な関心を寄せられているようでございます。

今、室長から言われました、土砂が堆積するとか、いろんなことが想定されますけれども、その辺はそれで土砂を撤去するためにどうしたらいいか考えていけばいいことであって、私は9月に上峰町からオリンピック選手を出そうじゃありませんかということで提案をしました。

先週ですね、土曜日、これは全日本のスケートボード選手権がありました。大勢のスケーターが集まったと思いますけれども、金メダルを取った女性の子供ですね、十何歳か、（「12歳」と呼ぶ者あり）12歳ですかね、それくらいでした。その人はオリンピックで金メダルを取ったけど、1週間前の何日か前の土曜日の全日本選手権、これでは優勝しなかったんですね。というのは、今からそういうスケーターというのが、特に10代の方々が大勢、人口的には増えてくると私は思っています。

それで、私はそのスケートボード場は、スキー場と一緒に、非常に滑らかなところ、幼稚園スロープ、それから中堅、それから険しいところでいけば大滑降するような、スケート場に行けばそういう設備がありますね。だから、このスケボーの練習場を、ため池だけやなくて、併用して、その低床の調整池が中級用、上級用で活用してもらおう。それで、周囲のその低床のスケボー競技場から周囲のほうはですね、初心者用として、ある程度、平たんでもいい、ある程度、勾配がついた初心者用として、そして子供たちを連れて親子で楽しんでもらう、そういうスケートボード場をどうかと自分では思っています。

いろんな障害があると思いますけれども、それを乗り越えてぜひともやってもらいたい私は提案しておりますので、今後どうやっていくのか、検討されていくのか、もう一回答弁をお願いいたします。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

調整池をどのような形態でどこに配置する——これはちょっと中心市街地のことを言われてありましたので、中心市街地を想定した上での話でちょっと一旦想像してみますと、どういう形でどこに配置するかということも配置計画の中で決めていくことになるというふうに考えております。

現状の——とは言いましても、解体にもう既に着手しておりますが、旧イオン上峰店の立体駐車場1階部分が従来は調整池機能を果たしていたということは議員も御承知かというふうに思っております。開発当時は、昨今見られるような災害級の集中豪雨というのは希有な

ものだったというふうに認識しております。また、従来のイオン九州上峰店の敷地に加えまして、取得した用地部分の水量、ここも加えたところで流水計算をした上で、調整池の規模を考える必要があるのではなかろうかというふうにも思うところであります。つまり、従来の調整池よりも受ける水量を増量したところで調整池を配置する必要があるのではないかとというふうに推測をしているところです。

調整池面積を仮にちょっと狭く設けた場合は、水が深くたまるようなものに、調整池面積を広く設けた場合は、浅く広く貯水するようなものになるのではないかとというふうに想像しております。排水時間につきましても、どの程度要するかは流水計算の結果次第によるものとは思いますが、場合によってはすぐにはこうはけないということも想定をしておく必要はあるかと思えます。

調整池の形状をどのように設けるかというのは、建物配置であったり、土地の形状、周辺地形、あるいは傾斜、こういったものを勘案して集水していく設計となるというふうに考えられますので、スケートボード場に合わせて調整していくということではなくですね、調整池が本来どういうふうにあるべきかということを考えながら、恐らく合同会社側では考えていかれるのではないのかなというふうには思っております。

以上です。

#### ○5番（田中静雄君）

くどういようですけれども、来年の9月にはアジア大会も開かれます。それにとてもやないけど間に合うわけじゃないですね。今、創生室長のほうからいろいろな考えられることが言われましたけれども、その考え方というのがちょっと理解することもありますけれども、創生室長の考えなのか、合同会社で検討された内容なのかというのは定かでは、私には分かりません。だから、この件についてはまちづくりの合同会社で、ぜひとも議題として取り上げて検討してもらいたいと思います。私からのお願いをして、私の質問は終わりたいと思います。

以上です。

#### ○議長（中山五雄君）

これで5番田中静雄君の質疑は終結しました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。大変御苦勞さんでした。

午後4時34分 散会